

将来も住み続けられ、

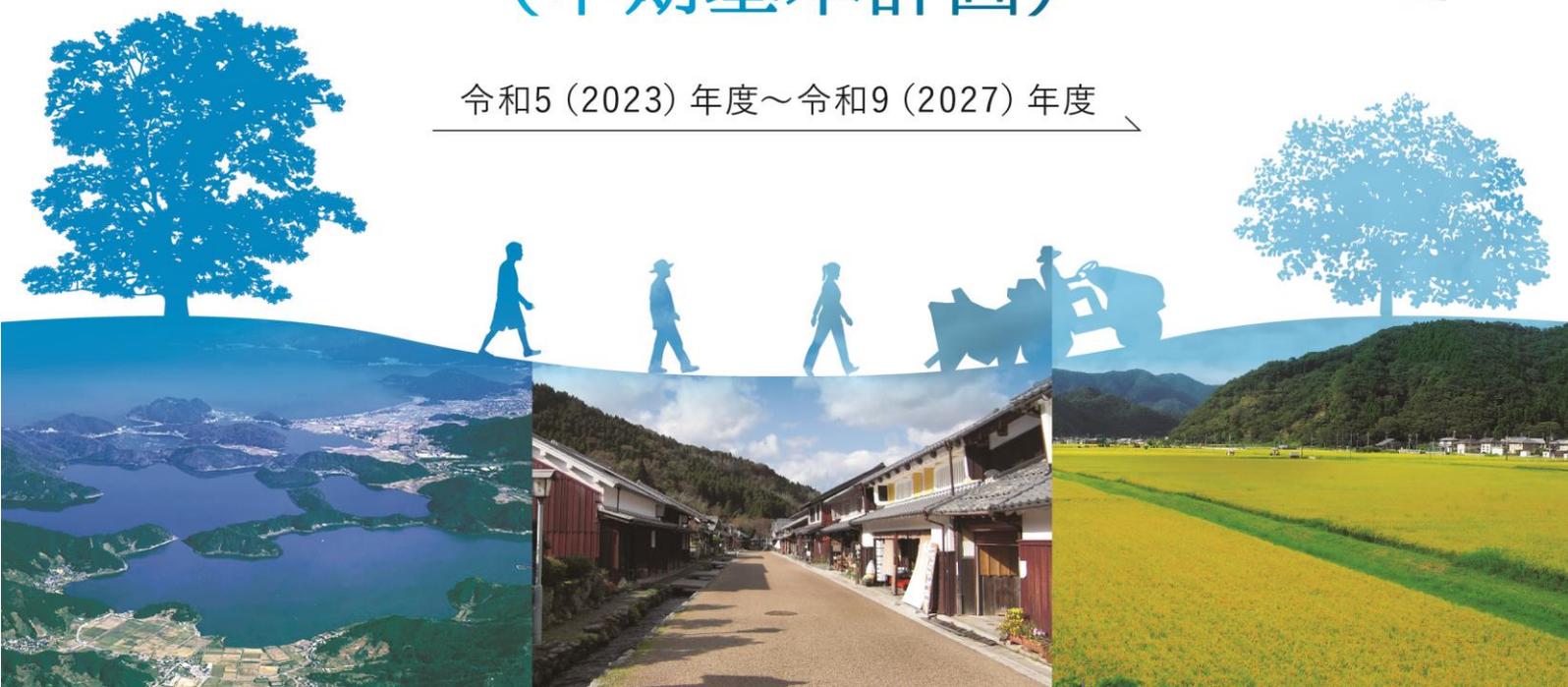
心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現



若狭町

第2次若狭町総合計画 (中期基本計画)

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度



目次

第1章	序論		
	第1部	計画の策定にあたって	1
	第2部	人口の状況	3
	第3部	町を取り巻く環境	5
第2章	基本構想		
	第1部	基本構想（まちの将来像）	7
	第2部	基本戦略	8
第3章	基本計画		
	第1部	基本計画	9
	第2部	総合計画（中期基本計画）とSDGsの関係性	13
	第3部	中期基本計画の政策、施策	14
		1 魅力あふれる産業で幸せに暮らせるまちへ	
		（1）地域経済活性化によるビジネスと雇用の創出	15
		（2）観光客の心をつかみ、稼げる観光地づくり	19
		（3）農林水産業の再生と活性化	23
		2 安全・安心を協働で築く幸せなまちへ	
		（1）快適に暮らせる住環境整備	28
		（2）協働で守る地域防災と防犯	32
		（3）情報と交通のネットワーク充実	37
		3 幸せの中で誰もが自分らしく元気に暮らせるまちへ	
		（1）健康寿命の延伸	40
		（2）高齢者や障害者にやさしいまちづくり	46
		（3）地域共生社会の実現	49
		4 親子が笑顔で過ごせる幸せいっぱいのもちへ	
		（1）子育て環境の充実	53
		（2）教育環境の充実	58
		（3）豊かな自然の中で生きる力を育むまちづくり	64
		5 幸せあふれる集落でいつまでも住み続けられるまちへ	
		（1）住みよい集落づくり支援	68
		（2）郷土愛の醸成	72

(3) 移住・定住・Uターンの促進	76
(4) 急激な社会環境変化への対応	80
6 自然・文化を楽しみ幸せとともに未来へ引き継ぐまちへ	
(1) 文化・芸術を楽しめるまちづくり	83
(2) 豊かな自然環境の保全・活用	87
(3) 歴史文化遺産の保存・活用	92
7 最良の行財政運営で幸せが実現できるまちへ	
(1) 利便性の高い行政サービスの構築	95
(2) 行財政改革の推進	97
(3) 公共施設の最適化	100
資料編	104

第 1 部 計画の策定にあたって

■趣旨

総合計画は、町の経済や産業、環境、福祉、教育、文化、町の基盤整備などあらゆる分野の施策について、長期的な視点に立って取りまとめた計画です。

平成 30 年（2018 年）に「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を将来像に掲げた「第 2 次若狭町総合計画」を策定しました。

第 2 次若狭町総合計画は、15 年間の基本構想と 5 年毎の基本計画で構成し、平成 30 年度（2018 年度）からは、前期基本計画に基づき各種の事業を進めてきましたが、令和 4 年度（2022 年度）で計画が終了します。

前期基本計画を総括すると、三方五湖や熊川宿を中心とした魅力ある観光地づくり、空き家の活用促進、地域と町による協働のまちづくりなどに取り組み、交流人口の増加、地域の活性化などの成果を上げましたが、定住人口については大きく減少しました。

この人口減少をいかに抑制するかという課題を、次期計画である中期基本計画【令和 5 年度～9 年度（2023 年度～2027 年度）】に引き継ぐ必要があります。

中期基本計画の期間中では、さらなる人口減少が予測され、地域経済の縮小や集落の機能低下などが懸念されることから、これまで積み上げてきた各種の取り組みをさらに充実、発展させ、町民・企業・行政などが一体となって地域課題を克服し、中期基本計画の目標『将来も住み続けられ、心ゆたかで「幸せ」な暮らしの実現』を目指します。

■総合計画の構成と期間

●基本構想【計画期間15年：平成30年度～令和14年度（2018年度～2032年度）】

基本構想は、「まちの将来像」として、若狭町の将来を展望し、将来ビジョンを示すとともに地域発展に向けた基本戦略を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。

●基本計画【中期基本計画期間5年：令和5年度～令和9年度（2023年度～2027年度）】

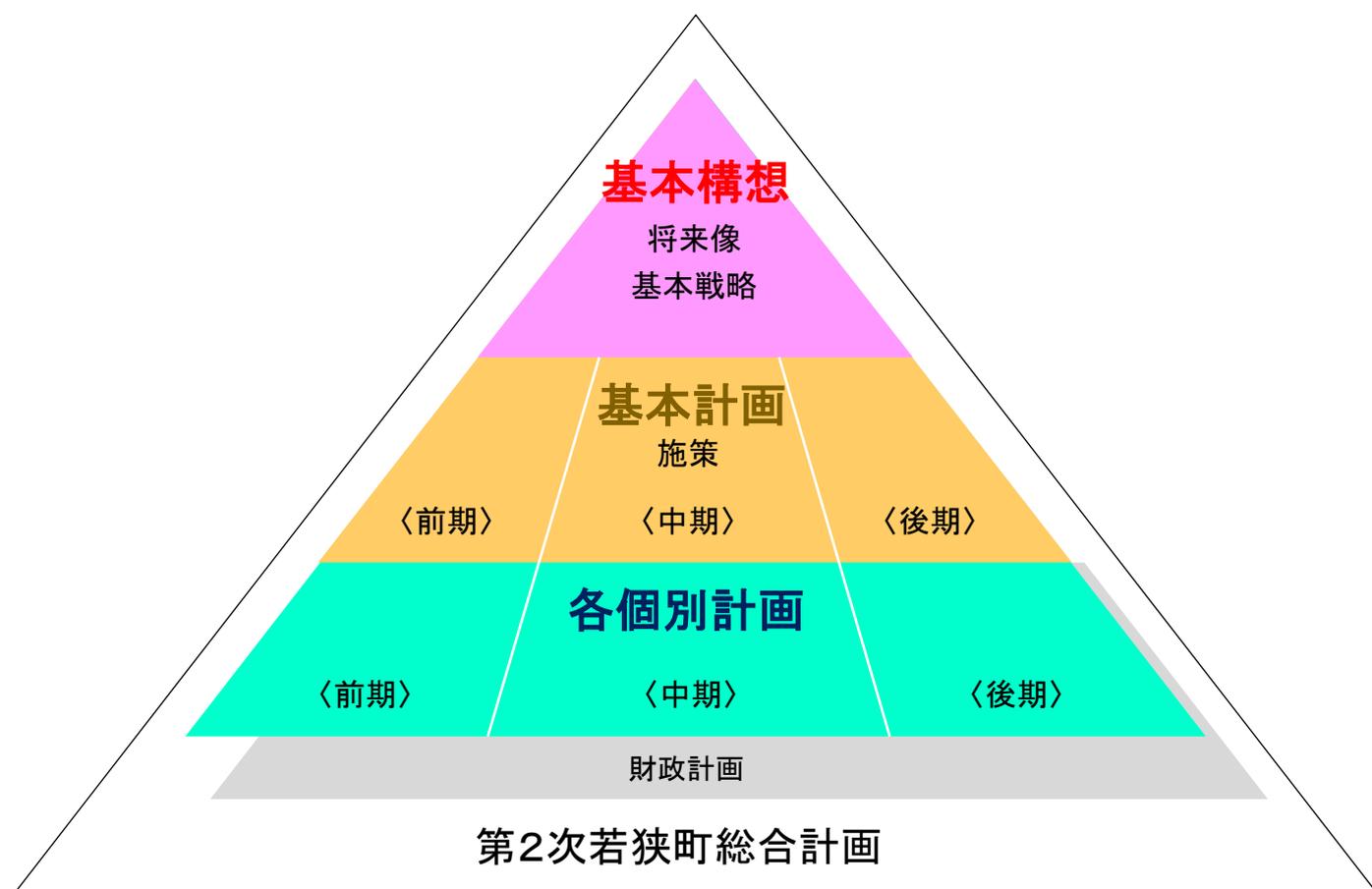
基本計画は、将来像を達成するための施策方針です。

中期基本計画の期間は、総合計画期間の中期に相当する令和5年度～令和9年度（2023年度から2027年度）の5年間として、主要な施策およびKPI（重要業績評価指標）を分野別に示し、将来像の達成に向けたまちづくりを進めます。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や計画事業の評価などを踏まえ、必要に応じ改善を行うものとします。

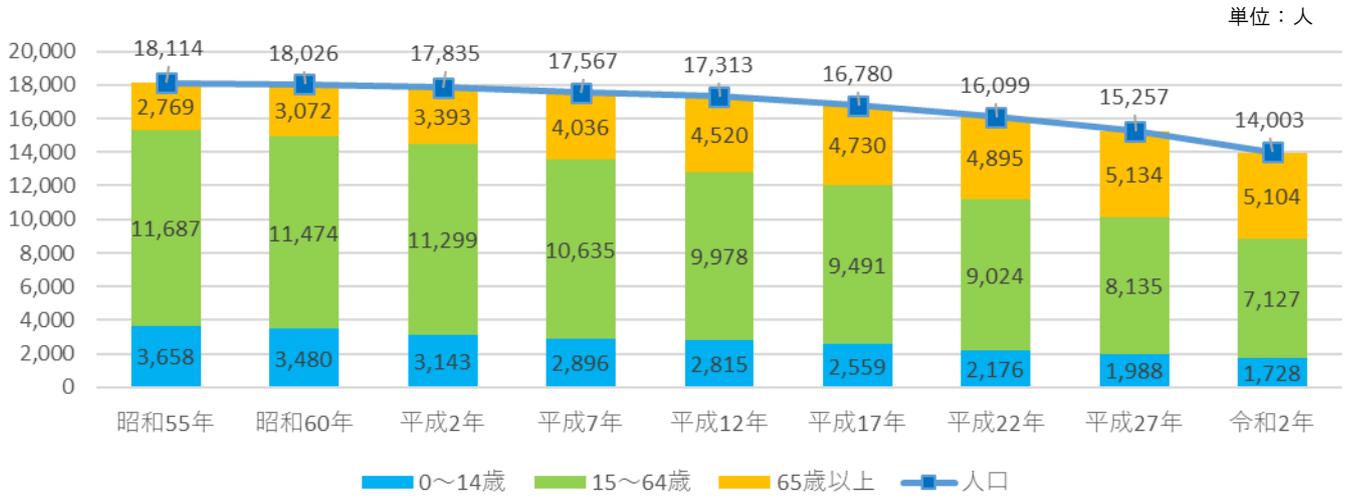
●各個別計画

各個別計画は、総合計画で定めた施策を展開するためのものです。基本計画の目標達成に向けて財政計画と均衡を図りながら、各分野の事業実施を具体的に示します。



第2部 人口の状況

■人口および年齢3区分別人口の推移



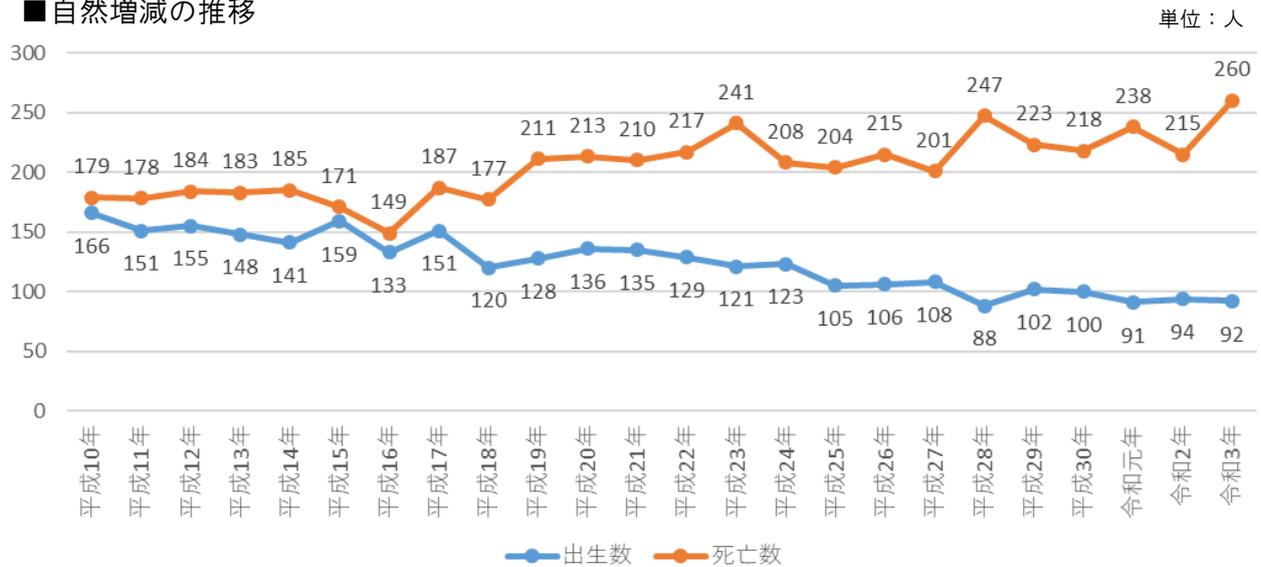
※年齢不詳分の数があるため人口と年齢3区分合計と一致しない。

出典：国勢調査

■人口減少率

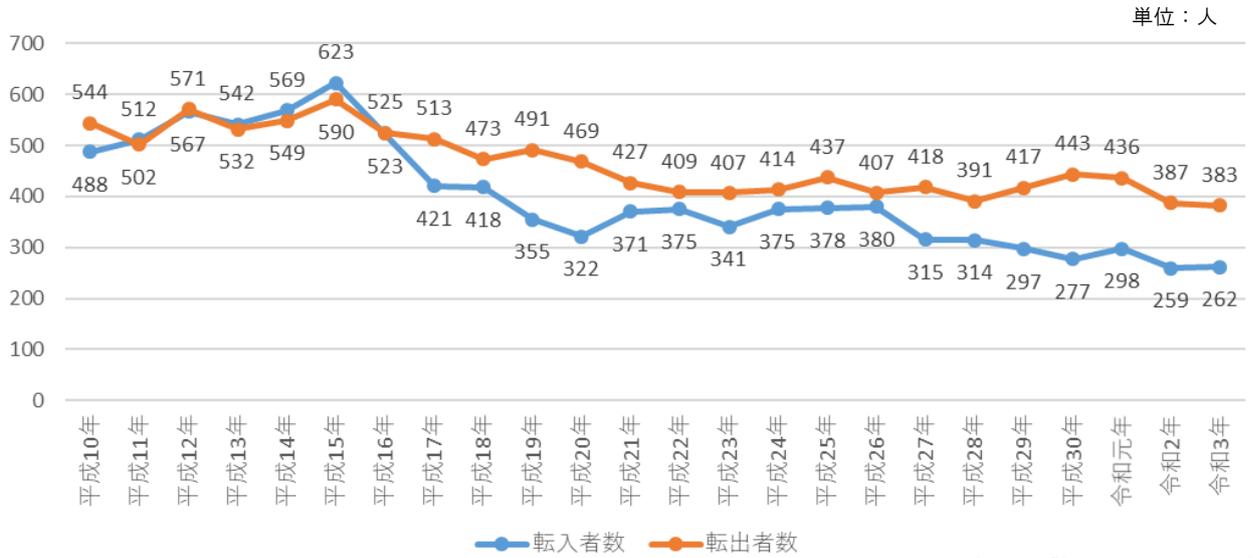
昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
—	▲0.49%	▲1.06%	▲1.50%	▲1.45%	▲3.08%	▲4.06%	▲5.23%	▲8.22%

■自然増減の推移

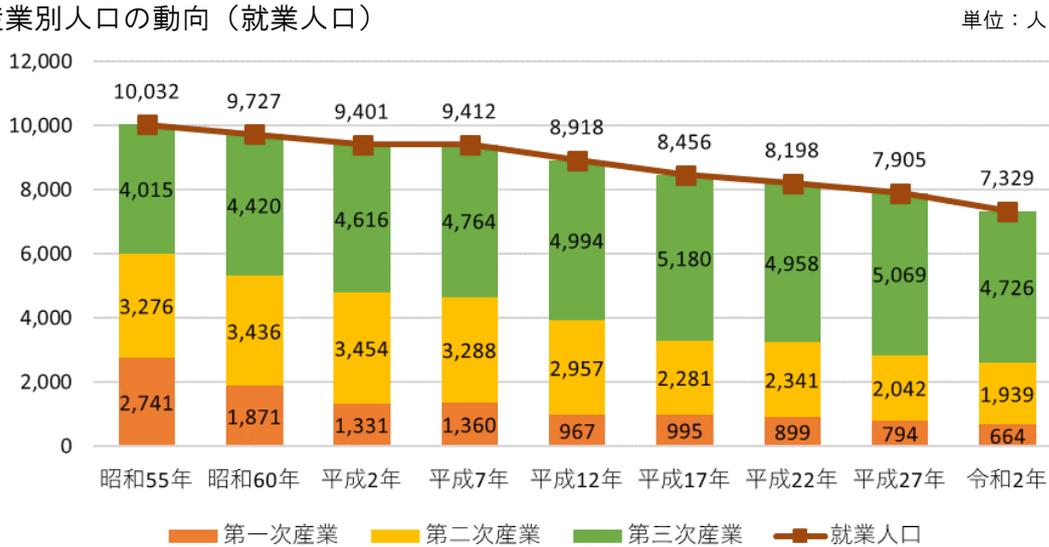


出典：福井県「福井県の推計人口（年報）」

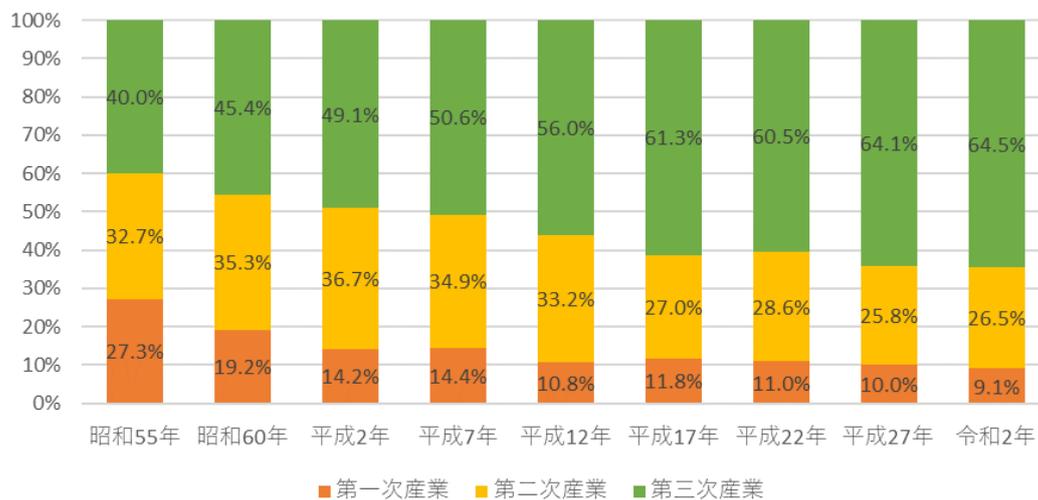
■ 社会増減の推移



■ 産業別人口の動向（就業人口）



■ 産業別人口の動向（就業人口割合）



第3部 町を取り巻く環境

①人口の減少

平成30年に国立社会保障・人口問題研究所が推計した令和2年10月1日現在の若狭町の国勢調査上の人口は、14,436人とされていましたが、実際の国勢調査の結果は、それをも下回る14,003人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば、2045年には10,401人と年々減少していくことが予測されていますが、実際のペースで人口減少が進行しますと、2045年に10,000人を割る可能性も大きくなってきました。

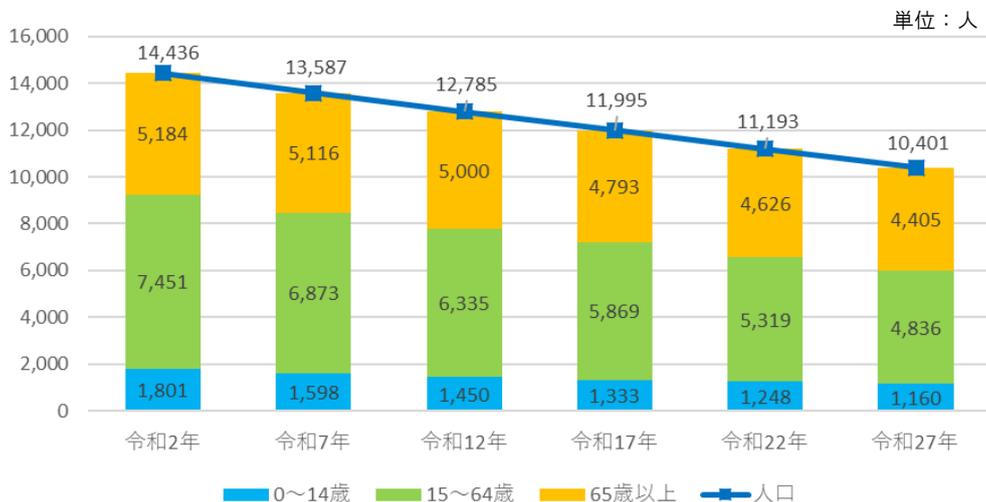
また、年齢3区分別割合をみると、2020年国勢調査では、年少人口12.3%、生産年齢人口50.9%、老年人口36.4%であったものが、2045年推計値では年少人口11.2%、生産年齢人口46.5%、老年人口42.4%となり、少子高齢化がさらに深刻化することが予測されています。

人口の減少は、町内での消費など経済活動の落ち込みや集落機能の低下、産業の後継者不足、町の活力の減退など様々な問題に繋がっていきます。

区分	国勢調査 実績値	国立社会保障・人口問題研究所による推計値					
	令和2年 (2020年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
年少人口 (0～14歳)	1,728人 12.3%	1,801人 12.5%	1,598人 11.8%	1,450人 11.3%	1,333人 11.1%	1,248人 11.1%	1,160人 11.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	7,127人 50.9%	7,451人 51.6%	6,873人 50.6%	6,335人 49.6%	5,869人 48.9%	5,319人 47.5%	4,836人 46.5%
老年人口 (65歳以上)	5,104人 36.4%	5,184人 35.9%	5,116人 37.7%	5,000人 39.1%	4,793人 40.0%	4,626人 41.3%	4,405人 42.4%
合計	14,003人 100.0%	14,436人 100.0%	13,587人 100.0%	12,785人 100.0%	11,995人 100.0%	11,193人 100.0%	10,401人 100.0%

出典：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※国勢調査実績値は年齢不詳分の人数がいるため、年齢3区分合計と表記されている合計が一致しない。



② 少子高齢化の進行

若狭町の合計特殊出生率（平成25年～平成29年）は、1.62人と国（1.43人）を上回っていますが、長期的には減少することが推定されています。

少子化については、生産年齢人口の減少に繋がるほか、保育所や学校の維持などにも影響をおよぼし、今後、学校等の適正配置に関する問題がクローズアップされることが考えられます。

若狭町の総人口における65歳以上の人口割合を示す高齢化率は、令和2年10月1日現在において、36.4%となっており、福井県（30.6%）、全国（28.6%）と比較しても高齢化は進行しております。

今後、社会保障費の増加や集落機能の低下などにも繋がっていきます。

③ 産業の後継者不足

第1次産業は、食糧の生産（国内自給率）に直結しているとともに、自然をはじめとする地域資源などを保全する役割を担っており、若狭町のみならず国全体においても重要な産業となっています。

水稻栽培や、福井梅などの果樹栽培が中心の第1次産業の就業人口は、全体の9.1%を占め、嶺南自治体（4%）、福井県（3.2%）、国（3.2%）と比較すると高い水準となっていますが、年々生産者の減少と高齢化が進んでおり、担い手不足が顕著化してきました。

若狭町の第1次産業の衰退と、農地等の産業資源が良好に保たれない状況の発生が懸念されます。

④ 環境・エネルギー問題

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。また、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

若狭町においても、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を減らしていくため、CO₂を排出しない再生可能エネルギーの導入などの取り組みが求められています。

⑤ 高度情報化・デジタル化の進展

世界的にデジタル化が加速していますが、デジタル技術は、先に挙げた人口減少、少子高齢化、後継者不足、エネルギー問題等の社会課題解決のほかにも、地域の認知度向上やブランド力向上などの一助になると考えられ、住民の利便性や行政サービスの向上、町の魅力発信などに向けて積極的な取り組みが求められています。

第1部 基本構想（まちの将来像）

新しい感動と笑顔がひろがるまち

これからの若狭町のまちづくりを担っていく若者世代の移住、定住を促進し、地域で活躍することによって生まれていくまちづくりや、交流の拡大による地域の活性化や新たな出会いは、「新しい感動」として広がっていきます。

人と人、人と自然などのつながりによって、これまで築いてきた住みやすい町を、10年後、20年後も、私たちや私たちの子や孫の世代の「笑顔」広がるふるさととして続いていくよう、守り、育んでいきます。

大切なふるさとに住み続けられるよう、活力あるまちづくりを進め、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を創造していきます。

第2部 基本戦略

「将来像」の実現に向けて、3つの「基本戦略」を設定しています。

基本戦略①

活力を育む交流を拡大する

若狭町固有の地域資源を活用することによって、交流人口を拡大させ、若狭町に関わってくれる人を拡大していきます。それによって活力あるまちづくりを進めます。

基本戦略②

次世代の活動環境を創造する

次代を担う若者たちへの支援に重点をおき、生産年齢人口を増加させることにより、少子高齢化に対応した住民福祉の提供と地域の活性化を図ります。

基本戦略③

地域の力を高める

自分たち(地域)でできることは、自分たちで実施し、自助・互助・共助・公助のまちづくりを展開し、まちづくり推進の土台を形成し、「自立」と「協働」のまちづくりを推進します。

第1部 基本計画

(1) 中期基本計画の期間・目標および政策目標・評価指標

中期基本計画の目標として「将来も住み続けられ、心ゆたかで『幸せ』な暮らしの実現」を設定し、住民、地域が「幸せ」を実感し、安定した生活を営むために7つの政策目標を掲げます。

また、各政策目標に対する政策、施策をそれぞれ設定し、各事業を展開していきます。

中期基本計画期間：令和5年度～令和9年度

中期基本計画目標

将来も住み続けられ、心ゆたかで「**幸せ**」な暮らしの実現

政策目標

1 魅力あふれる産業で**幸せ**に暮らせるまちへ (産業・雇用)

2 安全・安心を協働で築く**幸せ**なまちへ (生活)

3 **幸せ**の中で誰もが自分らしく元気に暮らせるまちへ (福祉・健康)

4 親子が笑顔で過ごせる**幸せ**いっぱいのまちへ (子育て・教育)

5 **幸せ**あふれる集落でいつまでも住み続けられるまちへ (地域づくり)

6 自然・文化を楽しみ**幸せ**とともに未来へ引き継ぐまちへ (自然・文化)

7 最良の行財政運営で**幸せ**が実現できるまちへ (行政)

中期基本計画 評価指標 (KPI)

指 標	現状値	目標値
	令和3年度末(対平成27年度末)	令和9年度末(対令和3年度末)
住民基本台帳人口 減少率	▲10.4%	▲5.2%

(2) 中期基本計画の重点政策

中期基本計画のまちづくりの取り組みとして中心的な政策を22項目設定し、その中でも特に重点的・積極的に取り組む5つの政策を、「最重点政策」として設定します。

最重点政策は、中期基本計画の中心的な政策として位置づけます。

重点政策

※最重点政策は黄色塗りとしている。

- ・ **地域経済活性化によるビジネスと雇用の創出** (産業・雇用)
- ・ 観光客の心をつかみ、稼げる観光地づくり (産業・雇用)
- ・ 農林水産業の再生と活性化 (産業・雇用)
- ・ **快適に暮らせる住環境整備** (生活)
- ・ 協働で守る地域防災と防犯 (生活)
- ・ 情報と交通のネットワーク充実 (生活)
- ・ **健康寿命の延伸** (福祉・健康)
- ・ 高齢者や障害者にやさしいまちづくり (福祉・健康)
- ・ 地域共生社会の実現 (福祉・健康)
- ・ **子育て環境の充実** (子育て・教育)
- ・ 教育環境の充実 (子育て・教育)
- ・ 豊かな自然の中で生きる力を育むまちづくり (子育て・教育)
- ・ 住みよい集落づくり支援 (地域づくり)
- ・ 郷土愛の醸成 (地域づくり)
- ・ **移住・定住・Uターンの促進** (地域づくり)
- ・ 急激な社会環境変化への対応 (地域づくり)
- ・ 文化・芸術を楽しめるまちづくり (自然・文化)
- ・ 豊かな自然環境の保全・活用 (自然・文化)
- ・ 歴史文化遺産の保存・活用 (自然・文化)
- ・ 利便性の高い行政サービスの構築 (行政)
- ・ 行財政改革の推進 (行政)
- ・ 公共施設の最適化 (行政)

(3) 中期基本計画の体系図



中期基本計画（R5～R9）

重点政策	施策
① 地域経済活性化によるビジネスと雇用の創出	① 町の魅力を高める民間事業者誘致 ② 所得向上につながる産業創出・育成 ③ 新ビジネスの創出・支援 ④ 事業者の生産性向上 ⑤ 就業者支援
② 観光客の心をつかみ、稼げる観光地づくり	① “ほんもの”の魅力再発見と磨き上げ ② 戦略的なシティセールス ③ 三方五湖の周辺整備・活用 ④ 熊川宿・河内川ダムの周遊および滞在エリアの創出 ⑤ 観光空間を意識した広域連携
③ 農林水産業の再生と活性化	① 特産品およびブランド開発と販路拡大支援 ② 農林水産業の生産力向上 ③ 持続可能な経営体制の確立 ④ 農業後継者の育成および新規就農者支援 ⑤ 耕作放棄地対策 ⑥ 美しい森林の再生 ⑦ 漁業の持続的活動支援
① 快適に暮らせる住環境整備	① 快適な情報通信環境づくり ② 環境にやさしいスマートエリアの整備 ③ 空き家活用の推進 ④ ごみ処理の効率化とごみの減量化 ⑤ いつまでも安心・安全な上下水道の実現
② 協働で守る地域防災と防犯	① 防災体制の整備と防災意識の高揚 ② 安心できる防犯・交通安全対策と消費者教育の推進 ③ 地域消防施設の充実 ④ 防犯施設、交通安全施設の充実 ⑤ 安心できる治山・治水対策
③ 情報と交通のネットワーク充実	① 快適な情報通信環境づくり（再掲） ② 持続可能な地域公共交通の実現 ③ 安全・快適・生産性向上に繋がる道路の確保
① 健康寿命の延伸	① 主体的な健康づくりの支援 ② ライフステージを通じた健康づくり ③ 介護予防・フレイル予防 ④ 地域医療体制の充実 ⑤ 食育の推進
② 高齢者や障害者にやさしいまちづくり	① 高齢者福祉の充実 ② 障害者（児）福祉の充実
③ 地域共生社会の実現	① 地域包括ケアシステムの構築 ② 包括的な相談支援体制の構築 ③ 集落活動の活性化支援 ④ 地域づくり協議会の活動支援
① 子育て環境の充実	① 安心できる育児環境づくり ② 安心して遊べる環境づくり ③ 子どもの個々の状況に応じた支援 ④ 自然を活かした保育の充実 ⑤ 保育所の再編による保育環境づくり ⑥ 放課後児童クラブの充実
② 教育環境の充実	① ふるさと学習および校外学習の推進 ② 学校規模配置適正化 ③ 安全安心な学校施設等の整備 ④ ICTの活用と推進 ⑤ 特別支援教育の推進 ⑥ 次代を担う青少年の健全育成 ⑦ 食育の推進（再掲） ⑧ スポーツ施設の適正化 ⑨ 公民館等を活用した学習機会の拡大
③ 豊かな自然の中で生きる力を育むまちづくり	① 自然を活かした保育の充実（再掲） ② 豊かな心を育てる特色ある体験活動の創出 ③ ふるさと学習および校外学習の推進（再掲）
① 住みよい集落づくり支援	① 集落活動の活性化支援（再掲） ② 地域づくり協議会の活動支援（再掲） ③ 老朽空き家対策 ④ 耕作放棄地対策（再掲） ⑤ 誰もが平等な社会の推進
② 郷土愛の醸成	① 食育の推進（再掲） ② 歴史文化遺産や自然を活かした環境学習の推進 ③ 豊かな心を育てる特色ある体験活動の創出（再掲） ④ ふるさと学習および校外学習の推進（再掲）
③ 移住・定住・Uターンの促進	① 移住・定住・Uターンの促進 ② 空き家を活用した定住促進や地域活性化 ③ 分譲地開発 ④ 婚活施策の充実
④ 急激な社会環境変化への対応	① 健康危機管理体制づくり ② DXによる住民の利便性および行政サービスの向上 ③ 防災体制の整備と防災意識の高揚（再掲）
① 文化・芸術を楽しめるまちづくり	① 伝統文化の保存・継承 ② 文化芸術を担う“人材”の育成・支援 ③ 学び楽しむ文化、芸術環境づくり
② 豊かな自然環境の保全・活用	① 脱炭素社会の実現 ② 森林環境の保全 ③ 海岸漂着ゴミへの対応 ④ 環境汚染の防止 ⑤ 三方五湖、北川の保全 ⑥ 環境学習の実施
③ 歴史文化遺産の保存・活用	① 歴史文化遺産の保存・活用 ② 縄文ロマンパークの利活用 ③ 歴史文化遺産情報の発信
① 利便性の高い行政サービスの構築	① DXによる住民の利便性および行政サービスの向上（再掲） ② DXによる行政事務の効率化
② 行財政改革の推進	① 持続可能な財政運営 ② 町有財産の有効活用 ③ 効率的・効果的な行政運営
③ 公共施設の最適化	① 公共施設の延べ床面積の縮小 ② 公共施設の統廃合と有効活用 ③ 各施設の修繕・改修

第2部 総合計画(中期基本計画)とSDGsの関係性

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、2030年までの達成を目指し、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。若狭町においても、SDGsの理念、目標を踏まえ、まちづくりの方向性と合致させ、総合計画の各政策、施策の推進に取り組んでいきます。

本計画では、各施策で対応するSDGsのアイコンを表示しています。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困を無くそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		



第3部 中期基本計画の政策、施策

中期基本計画の7つの政策目標に対する中心的な政策22項目の現状と課題を常に的確に整理、把握し、その課題解決に向けた施策を展開することにより「将来も住み続けられ、心ゆたかで『幸せ』な暮らしの実現」を目指していきます。

本計画での施策とこれを実現させるための事業は、次ページ以降に掲げます。



(1) 地域経済活性化によるビジネスと雇用の創出



■ 現状と課題

若狭町では、これまで、若狭中核工業団地や三十三産業団地を整備し、企業誘致を進めることで雇用の創出、税収の確保等に努めてきました。

しかし、町内各事業所においては、人口減少や少子高齢化を起因として、人材の育成・確保、後継者不足が深刻な課題となっており、ICT^{※1}技術等の導入による生産性向上や業務効率化、M&A^{※2}など事業承継の取り組みが求められています。

雇用については、福井県は有効求人倍率 2.04 倍と高い水準^{※3}であり、労働力不足が顕著な状況となっています。

一方で、住民意識調査では「雇用の場の確保」「商工業の振興」について満足度が低く、特に 40 代・50 代の満足度が低い状況にあり、今後取り組むべきものとして、「企業を誘致し雇用の場を増やす」「商業や娯楽施設を充実する」の声も高い水準にあります。

このように、雇用情勢と住民意識が乖離しており、事業者の求人職種と若者等が求める職種ニーズが一致しない「雇用のミスマッチ」が発生していると考えられます。今後は、製造業のみならず、若い世代が望む、多分野にわたる働く場の創出、民間事業者の誘致による賑わい創出が必要です。

また近年、SDGs の推進等、社会課題の解決や公共との連携に伴う民間投資の拡大、経済の成長とともに、新型コロナウイルス感染症の予防による企業のビジネス方式や働く人々の生活様式、消費状況も新しい形に変化しています。

このような中、若狭町の平均所得は約 284 万円^{※4}と全国平均の約 351 万円と比較して低い水準となっており、住民の暮らしが豊かになるためには、所得の向上がポイントとなっています。

今後は、各事業者の生産性向上による経営強化、賃金向上とともに、社会変化や新しい生活様式に対応した、新しい産業・ビジネスの創出や女性・若者の起業支援など、所得を高める環境を整えることが重要です。

北陸新幹線敦賀開業においても、観光、ビジネス面で大きな経済効果が期待できます。中小企業・小規模企業の振興を図るとともに、新たな産業・ビジネスの創出や民間事業者の誘致により、町の魅力を高め、住民が幸せを実感でき、地域経済の好循環を実現するための取り組みが必要です。

※1 スマートフォンやパソコンなどを使った情報処理や通信技術

※2 企業の合併・買収

※3 53 か月連続全国 1 位。令和 4 年 8 月時点

※4 課税対象所得の総額を納税者数で除算した額 令和 3 年度

■ 施 策

① 町の魅力を高める民間事業者誘致

北陸新幹線敦賀開業により、観光、ビジネス分野での経済効果が期待できます。

また、雇用のミスマッチを解消するために、これまでの雇用確保を基本とした企業誘致とともに、若者や女性の定住意識が高まるような時代ニーズに応じた魅力ある民間事業者の誘致も望めます。

そのため、町としての誘致方針を定め、エリア設定や民間投資の支援等により民間事業者の進出を誘発させるとともに、進出した民間事業者のバックアップ体制を構築し、ほかの民間事業者の進出促進や地域事業者との連携・活性化など、地域経済の好循環を拡大します。

具体的取組

- ・ 地域経済活性化を目的とした産学官金組織による展開促進
- ・ 誘致促進エリア等の設定
- ・ 公民連携による組織づくり・整備推進
- ・ 遊休不動産・空間の再活用促進
- ・ 民間事業者誘致促進に向けた助成制度等の創設

② 所得向上につながる産業創出・育成

豊かな暮らしを維持するためには、町内事業所の利益が拡大し、町民所得が向上する必要があります。そのために、現代の消費ニーズを取り込める事業内容への変容やこれからの成長分野への投資など、若狭町の特性や地域産業等の技術を応用した新しい産業の創出を進め、社会・経済環境の多様化に対応する事業者の収益増加に向けた取り組みを支援します。

所得向上には、町外マネーを獲得し地域マーケットを拡大することが重要です。今日では、デジタル環境やサービスの発展に伴い出現した多様なマーケットが存在し、地方においても参入できるビジネスチャンスが多数生まれており、新しいビジネスチャレンジを支援します。

特に女性の所得向上を図るため、事業者と連携して、労働条件・待遇の改善に取り組むだけでなく、女性の起業・創業やテレワーク勤務など、多様な働き方を支援し、女性が働きやすい環境を整備し活躍を支援します。

また、インターネットを利用した消費が急拡大しており、地域経済の循環機能の低下が懸念されます。この対策として、地域通貨等による地域経済の循環をさらに高める仕組みづくりを進めます。

具体的取組

- ・ 地域特性・既存技術を活かした産業の研究・支援
- ・ デジタル産業等の支援
- ・ 地域経済循環システムの構築
- ・ 女性の働き方改革支援

③ 新ビジネスの創出・支援

町の活力を高めるためには、持続的な経済活動を構築していくことが重要です。

そこで、創業支援事業計画に基づき、商工会・金融機関等と連携して、創業・起業からその後の経営支援に至るまでの一連の支援を強化するとともに、町の発展や魅力向上への寄与度が高いビジネス創出を促すために、募集・審査型の初期投資等を力強く支援できる仕組みを構築します。

また、Uターン創業・起業を後押しするため、町外に住む大学生や若者に対して創業支援補助等の情報発信を積極的に行い、若者の新ビジネス創出を促します。

さらに、ビジネスが生まれるきっかけづくりとして、事業者向けのセミナーや交流・マッチング機会を設けるなど、新ビジネスが生まれる機運を町全体で高めていきます。

具体的取組

- ・町の魅力を高める新事業への支援
 - ・大学生等へのUターン創業・起業に関する情報発信
 - ・事業者向けの研修や交流機会の充実
-

④ 事業者の生産性向上

人口減少等を起因として、人材の育成・確保、後継者不足が深刻な課題となるとともに、働き方改革などにより労働力・労働時間が減少する中で、これまでの事業経営を維持するためには、各事業者の生産性を向上させる取り組みが必要となっています。

そのために、商工会と連携した経営支援を強化し、ICT技術の導入などによる業務効率化を推進するとともに、事業者間の共同運営・合併やM&A等による事業承継、さらにはサイドビジネスや事業再構築など事業転換を支援し、町内事業者の経営強化、地域経済の持続化を図ります。

具体的取組

- ・商工会と連携した事業者の経営強化支援
- ・事業者のデジタル化等のサポート
- ・事業承継・再構築支援

⑤ 就業者支援

町内事業所の雇用が充実している中、就業機会を求める人が求人情報等に出会える機会を充実させることが求められます。

そのために、雇用情報の発信、相談体制を強化することにより、求職者の就業を促進します。特にインターネットを活用した発信を充実・強化し、県外に住む求職者や学生等に若狭町での就業機会を広くPRします。

また、子育て、教育、ハローワーク等の関係機関と連携し、若者の地元企業への就労を促進するとともに、就労に困難を抱える人や無就労者への就労支援等、労働力の確保に努めます。

具体的取組

- ・雇用相談窓口の設置
- ・企業雇用情報のWEB発信
- ・障害者自立支援事業
- ・学生向け就職セミナー
- ・事業所ネットワークの充実

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
平均所得（課税対象所得の総額を納税者数で除算した額）の向上	284万円	339万円 （年率3%増）
民間事業者の誘致	—	5事業所（純増分）
若者・女性のビジネス創出	—	12件（純増分）

(2) 観光客の心をつかみ、稼げる観光地づくり



■ 現状と課題

若狭町は、平成 27 年（2015 年）に日本遺産の認定を受けた「御食国若狭と鯖街道」の熊川宿、平成 17 年にラムサール条約湿地として登録された三方五湖をはじめ、水月湖年縞、瓜割の滝、縄文遺跡や上中古墳群等、全国に誇れる貴重で魅力ある資源を有しています。

しかし、若狭町では人口減少・少子高齢化をはじめとした社会構造の変化が急速に進んでおり、地域内消費の減少による地域経済の縮小等が懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により「新しい生活様式」という大きな変革が人々の暮らしだけでなく観光事業者にも影響を与えています。

この大きな環境の変化に対応するため、観光事業者だけでなく、地域住民も一緒になり、魅力ある地域資源を活用した観光振興の推進を行いながら、地域全体の活力も生み出していくことが重要となっています。

そのために、町を代表する観光地である三方五湖・若狭湾エリア、熊川エリアの磨き上げを続けながら、近隣市町等との広域連携の促進や各種団体等との連携や、協力体制の確立による関係人口の拡大、観光振興にかかる交流人口の拡大を図っていく必要があります。

そして、令和 6 年（2024 年）北陸新幹線敦賀駅開業、令和 7 年（2025 年）大阪・関西万博開催など、若狭町の観光振興にとって交流人口拡大の大きなチャンスが近づいています。

そこで、若狭町が誇る、自然、名所等の観光資源や歴史遺産、そして新鮮な食材と豊かな食、そして何よりも「心温かい町民性」を活かして、若狭町の魅力を発信・PRすることにより選ばれる観光地を目指す必要があります。

さらに、観光客を地域に呼び込み、観光客一人ひとりの消費を拡大させ、地域全体に循環させる仕組みを構築することで地域経済の活性化に結びつけ、稼げる観光地づくりが必要です。

■ 施 策

① “ほんもの”の魅力再発見と磨き上げ

古代から塩や海産物などの食材を都に運び、都の^{みやび}雅な食文化を支えてきた御食国若狭。若狭湾や三方五湖など豊かな水資源が育む食材は、いにしへの都びとに愛されてきました。5彩の水、すなわち海水、汽水、淡水、湧水、流水（川）が織りなす自然と食、町並みや人々の暮らしは、歴史に裏付けられた若狭町のほんものの魅力です。北陸新幹線敦賀開業により若狭町だけでなく嶺南地域が一丸となり、それぞれの強みを活かし繋がり、観光地として選ばれる地域を目指し、御食国の食の周知と活用、御食国の環境整備、協働体制づくり、ほんものの魅力発信を行っていきます。

具体的取組

- ・ 食材のブランド化、リブランド化
- ・ 食の魅力を高める人材の育成
- ・ 若狭の雰囲気味わえる地の物でのもてなし
- ・ 食を活かしたイベントの開催
- ・ 地域の特色を最大限に発揮できる宿・飲食店づくり
- ・ 海、湖、川、滝の景観や歴史・生活文化を活用するための環境の整備
- ・ ウェルネスツーリズムの推進
- ・ 観光資源の保全
- ・ 観光事業者と住民の協働
- ・ 語り部の育成
- ・ 人と人とのふれあい創出
- ・ 快適な滞在環境の提供
- ・ 関西、中京圏に加え、関東圏および中部内陸県からの誘客促進
- ・ 外国人観光客の誘客促進

② 戦略的なシティセールス

観光協会との連携によりターゲットとなる年齢層や地域を明確に絞り込み、これまでの対面による旅行会社セールスやアナログな出向宣伝に加えて、SNSや動画配信サイトを活用しながら、アクティブ旅行層に刺さる情報発信を行うことで、常に最新の観光情報が得られる観光地を目指します。

また、国内外の新たな都市と関係を築き、誘客促進を図ります。

具体的取組

- ・ 観光モデルコース等を掲載した「福井の全てがわかるサイト」の構築
- ・ SNSや動画配信サイトを活用した情報発信の充実
- ・ 新幹線開業で誘客が見込めるエリア（首都圏、長野県、北関東エリア）をターゲットにした出向宣伝、情報発信

③ 三方五湖の周辺整備・活用

三方五湖周辺から若狭湾、常神半島などからなるエリアは、湖と海が織りなす自然景観が素晴らしく、「御食国」の名にふさわしい海産物や特産の福井梅などの食材も豊富で、五感で楽しめる魅力があるエリアです。北陸新幹線敦賀開業時には敦賀駅から若狭地域への周遊を促す核として位置付けられ、若狭町にゆっくり滞在しながらその魅力を味わってもらえるようなスロートーリズムの環境を整備し、来訪者の経験価値を高める仕掛けづくりが必要です。

リニューアルしたレインボーライン山頂公園やブライダルランドワカサなど目玉となる観光施設も整備されたほか、縄文博物館・年縞博物館などの教育・文化施設や、民宿が点在する好立地であり、このエリアの磨き上げと連携を強化することで、観光客の周遊や滞在を促し、地域の活力向上を目指します。

また、福井県や嶺南市町と共同で進めている若狭湾サイクリングルートについても、国のナショナルサイクルルート認定を目指し、ルート整備や受入れ体制の充実にも取り組みます。

具体的取組

- ・ 縄文ロマンパーク周辺の活用とにぎわい拠点づくり
- ・ 若狭湾サイクリングルートおよび三方五湖周回ルート（ゴコイチ）の整備
- ・ 国道 162 号および県道 216 号常神三方線の歩道整備促進
- ・ 三方五湖周辺観光資源の活用と磨き上げ
- ・ 三方五湖周辺の宿泊施設の確保
- ・ 漁家民宿や三方五湖周辺飲食店の魅力アップ支援

④ 熊川宿・河内川ダムの周遊および滞在エリアの創出

国の重要伝統的建造物群保存地区「熊川宿」を有する熊川の地は、のちに三英傑と呼ばれた織田信長、豊臣秀吉、徳川家康が天下人となる歴史の上で欠かせない重要な場所です。歴史好きな観光客の大半が戦国時代を好むことから、熊川ゆかりの人物との関係性を詳細に、町並みとともに広く発信します。

また、河内川ダム周辺をアドベンチャーツーリズム拠点として整備した熊川トレイル、お花見広場、明神湖アクティビティのほか、eバイクやバギーなどのMTBパーク構想を中心に新しいアクティビティの導入を検討し、今後も大自然を活用した魅力のある場所を創り上げます。

お花見広場は、高付加価値のあるアウトドア広場に整備した後、地元特産品を中心とした食材提供の充実を図り、更なるニーズに応えられる第二次整備計画を策定して誘客強化に繋がります。また、若狭森林公園はソロキャンパーをターゲットにしたワイルドキャンプをコンセプトに再活性化を図ります。

具体的取組

- ・ 熊川ゆかりの人物と三英傑との関係性を発信
- ・ 鯖街道資料館のリニューアル
- ・ 熊川宿を鯖街道最大の宿場町として再整備
- ・ 若狭アドベンチャーツーリズムの検証とブラッシュアップ
- ・ お花見広場のキャンプ場（山座熊川）を拠点とした第二次整備計画の推進

⑤ 観光空間を意識した広域連携

当地を代表する新鮮な海・山・里の幸や絶景の観光地、乗ること自体を目的とする観光列車など、このエリアならではの情報をタビマエの段階で幅広く認知してもらうため、嶺南で一体となった観光客目線でのメディアやSNSを活用した広告宣伝を実施します。

特に北陸新幹線敦賀駅開業後における二次交通の担保は大きな課題であり、移動の利便性は観光振興に大きく影響するため、「待っていてもストレスを感じない観光地」を目指します。

具体的取組

- ・若狭の幸を手軽にランチで楽しめる店舗の整備支援
- ・SNSを活用した広告宣伝
- ・OTAサイト※への広域広告の展開
- ・観光地間を効率的に移動・乗り捨てできるレンタカーやシェアカーの実証試験

※ オンライン上で取引を行う旅行会社

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
年間観光入込客数	160万人	250万人
年間延べ宿泊者数（推計）	7.7万人	15.0万人
観光消費額（推計）	45.9億円	79.5億円

(3) 農林水産業の再生と活性化



■ 現状と課題

若狭町における農林水産業の現状は、嶺南地域で一番多い生産量である米や福井梅などの果樹栽培、漁業を中心とした第1次産業が中心となっていますが、近年、生産者の高齢化などによる生産量の低下や社会環境・世界情勢の変化に伴う消費の落ち込み、生産コストの増加など、取り巻く環境は厳しいものになっています。

農業においては、米や青梅などの一般家庭での消費量の減少、担い手不足が懸念され、農地集積と集約を推進するとともに、農業DX^{※1}によるスマート農業を推進していくことで、引き続き、担い手の育成を図るとともに、生産力の向上や持続可能な経営体制の確立を図っていく必要があります。

森林においては、人が山に入ることが少なくなり、荒廃が進んできているため、森林環境譲与税を活用し、森林の再生や里山の保全を図る必要があります。

漁業においては、磯根資源が減少していることから、水産生物の増殖および回復を目指し、稚魚の放流や藻場の整備を引き続き実施していくことで、漁業の持続的な活動を支援する必要があります。

また、県内最大の産地である「福井梅」のほか、日本三大葛のひとつで伝統的な製法により精製される「熊川葛」や、地理的表示（GI）保護制度^{※2}に登録されている伝統野菜「山内かぶら」など、新たな評価を獲得している特産物があるものの、それらも次世代へ継承し、生産者の育成、販売促進が課題となっています。

引き続き、地域資源の魅力を高めつつ、農林水産業の担い手育成と経営の効率化・安定化を図り、作ることに加え、「売る・売れる」ことを意識した取り組みが必要となります。

※1 デジタル技術を利用して、「生産性の向上」のほか、「新しいビジネスモデルの構築」といった事業・経営そのものの変革を実現させること

※2 その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度

■ 施 策

① 特産品およびブランド開発と販路拡大支援

若狭町の固有資源の強みを活かし、地域独自の魅力を追求し、消費者や観光客が求める若狭町ならではの生産者・製造者の創意工夫に満ちた特産品（加工品）・特産物を「若狭町ブランド」として位置づけ、他地域の特産品・特産物との差別化を図ります。

同時に、産業や業種の枠を超えた事業者間の交流を促し、事業者同士の連携による新商品の開発や共同経営など地域産業の発展を推進します。

また、全国に向けて、SNSなど各種情報媒体を有効に活用し、若狭町の特産品・特産物を積極的にPRし、販路拡大を図ります。

具体的取組

- ・ 特産品のブランド化（若狭町特産品認証制度（仮称）の創設）
- ・ 町内事業者・生産者間の交流・連携による商品開発・共同経営等の推進
- ・ ふるさと納税制度やSNS・ホームページ等を活用した販路拡大の推進

② 農林水産業の生産力向上

町と農業委員会等が連携して、地域農業の将来像となる地域計画（人・農地プランの法定化）に伴う目標地図を作成し、集落営農組織や認定農業者への農地集積等、規模拡大による農業経営の効率化を引き続き推進し、需要に応じた米の生産の中で、水田フル活用による収益のある農業の振興を図ります。

また、園芸作物の導入を推進するとともに、町の特産である福井梅についても、担い手確保、園地流動化による産地改革を推進し、産地の保全を図ります。

さらに、スマート農業の活用により、生産者の減少や高齢化に対応した農業の新たな働き方を実現し、作業の効率化と生産コストの削減や収量、品質の向上を図ります。

林業においては、森林環境譲与税を有効に活用し、森林自体の整備や林道等作業路の環境整備を実施することで、適切な林業サイクルの構築を目指し、林業事業者が導入する高性能林業機械への補助や木材利用の促進も併せて実施していくことで、生産力の向上を図ります。

漁業においては、水産資源の保護と漁場環境の保護改善に努めるとともに、省力化機器の導入支援など就業環境の改善に努め、生産力の向上を図ります。

具体的取組

- ・ 中間管理機構と連携した農地の集積・集約化
- ・ 圃場の大区画化や耕作条件改善のための圃場整備
- ・ 福井梅産地改革の推進
- ・ スマート農業機械の導入にかかる支援
- ・ 園芸作物栽培への取り組み支援拡充

③ 持続可能な経営体制の確立

大規模農家に対する機械等導入補助による経営支援を図るとともに、小規模農家を含めた農業の収益性の向上、所得安定化を図るため、水田園芸作物を推進するとともに、環境負荷を低減した環境保全型農業を推進することで、持続可能な農業振興に努めます。

また、農業経営の法人化をサポートし、関係機関との連携による経営指導により、経営体制の確立に努めます。

さらに、ドローン等、先進技術を活用したスマート農業の活用を推進し、農業に取り組みやすい環境や仕組みを作ることで、小規模農家を含めた地域ぐるみで取り組める営農体制の構築を図ります。

具体的取組

- ・ 集落営農組織の設立支援
- ・ 農業法人組織の育成
- ・ スマート農業機械の導入にかかる支援

④ 農業後継者の育成および新規就農者支援

農業後継者の育成として、県指定の研修機関でもある「かみなか農楽舎」が中心となり、水稻・野菜のほか、町の特産である福井梅など果樹を含めた研修体制の拡充を図ることで、多様な担い手の育成・確保に努めます。

また、国の支援制度を活用しながら、新たに就農を目指す研修生の受け入れから就農まで、農業機械導入の補助や住まいの斡旋などのきめ細やかな支援を行うことで、新規就農者の確保と定住の促進を図ります。

具体的取組

- ・ かみなか農楽舎の研修体制の拡充
- ・ かみなか農楽舎と連携した人材募集活動
- ・ 新規就農者に対する就農支援補助
- ・ 新規就農支援施設の拡充、新設

⑤ 耕作放棄地対策

耕作条件不利地や離農により、耕作放棄地が増加しています。こうした中、担い手の育成や農地が有する多面的機能の維持・向上を図り、耕作放棄地の防止と解消に努めるとともに、有害鳥獣のすみかとならないような対策をすることで、農作物被害の防止に努めます。

また、農業委員等による定期的な農地パトロールの実施と農家からの農地利用意向調査の結果を踏まえ、委員等による農地相談等を行い、農地の出し手・受け手双方の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを推進していくことで耕作放棄地の減少に努めます。

さらに、農地や農業用水などの生産基盤について良好な管理を図るため、土地改良区などを支援するとともに、施設の長寿命化対策を図るなど、効率的かつ安定的な農業経営の確立に努めます。

具体的取組

- ・ 農地保全に資する活動への補助（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度）
- ・ 鳥獣被害対策の実施
- ・ 農業委員等による農地相談等の実施
- ・ 農地中間管理機構との連携
- ・ 農業生産基盤施設に対する、地域活動支援および施設長寿命化対策の実施

⑥ 美しい森林の再生

町内の森林面積は11,972haで町全体の67%を占めており、そのうち、管理が必要な民有林の人工林は3,899haあり、森林整備が進んでいない状況です。そのため、森林経営計画対象の森林については、森林整備を計画的に実施していくとともに、森林境界明確化の推進、獣害による森林被害対策に努めます。

また、森林環境譲与税を活用し、未整備森林の所有者に対して今後の経営意向の確認や施業調査を実施することで、調査情報に基づいた適切な森林経営管理に繋げるとともに、森林経営計画対象でない里山付近に植林された森林についても、適切な森林整備を推進していくことで、美しい森林の再生を図ります。

具体的取組

- ・ 森林経営管理制度に基づく森林経営意向調査および現況調査
（施業量および施業方法の決定等）
- ・ 現況調査に基づく未整備森林の林業事業者への再委託、適切な森林整備
- ・ 森林経営計画対象外森林（2条森林）に対する森林整備
- ・ 沢沿いの倒木除去等の森林環境譲与税を活用した森林整備事業の実施

⑦ 漁業の持続的活動支援

三方五湖や北川を中心とした内水面漁業については、各漁業協同組合や関係団体と協力・連携しながら、稚魚の放流や環境保護活動を継続し、水産資源の保護と漁場環境の保護改善に努めます。

また、平成30年度に認定された日本農業遺産「三方五湖の汽水湖沼群漁業システム」を活かし、町内外において、郷土を誇りに思う意識の醸成と知名度の向上を推進し、漁具の保存や伝統漁法を継承することにより、漁業の持続的かつ自走的活動を支援します。

日本海における沿岸漁業については、資源量の変動が受けにくい定着性魚種の漁獲やコントロール可能な養殖に重点を置き、定置網漁業や養殖、藻場の再生などを支援し、資源管理と漁業収入の向上の両立を目指します。

また、漁業就業者の高齢化に対し、後継者の育成を可能な限り継続して支援し、省力化機器の導入支援など高齢でも就業できる漁業環境の改善に努めます。

具体的取組

- ・ 生育環境の整備（稚魚の放流、藻場の育成）
- ・ 日本農業遺産を活用した伝統漁法や漁具の保存継承と内水面漁業の活性化
- ・ 若狭まはた等のブランド魚のPRやEC等を活用した販路開拓の支援
- ・ 後継者育成と就業の継続に向けた環境改善
- ・ 最先端技術の活用の柔軟な対応と導入支援

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
若狭町特産品認証数	0 件	20 件
ふるさと納税返礼品登録数	429 件	560 件
農業法人化数	29 法人	33 法人
新規就農者の育成数（農楽舎研修生の受入数）	49 人	70 人
1号遊休農地面積	12ha	7ha
森林経営計画認定の森林面積	350ha	413ha
漁業経営体数	122 経営体	122 経営体

(1) 快適に暮らせる住環境整備



■ 現状と課題

快適に暮らせる住環境整備は、今後の移住・定住意識や住民の生活満足度にも直結すると考えられます。

一つ目に、情報通信環境については、技術の発展が著しく、超高速インターネットや5Gの普及、4K8K放送の開始、クラウド技術の発展・普及により、情報通信の高度化とサービスの多様化が進んでおり、それらに合わせた整備が必要となっています。三方地域については、令和2年度から3年度にかけてCATV設備光ケーブル更新工事を行い、上中地域については、令和4年度にインターネット高速化のため機械設備更新を行うことで、町内のCATVによるインターネット接続環境が向上しています。しかし、一部では高速インターネットの接続が不可能な地域があることから、町内全域で1Gbpsでの接続ができるよう整備を進める必要があります。

二つ目に、上下水道環境については、住民の生活と社会活動を続ける上で重要なライフラインであることから、安定した水道水の供給や汚水処理を行うとともに、維持管理経費の抑制、生産コストの低減などを図り、公正妥当な上下水道料金を設定して安定経営に努めています。また上水道では、地下水、河内川ダムなどの水源確保を計画的に検討しています。しかし、上下水道サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴い、修繕や更新の費用が増大する一方で、人口減少等により水需要が低下し、収入の減少傾向が顕著となっています。また、上下水道事業の経営環境面では、職員数が減少する中、台風、豪雨、地震等による災害対策の充実も課題となっており、経営環境は大変厳しくなっています。将来にわたって住民生活に寄り添い、安全で安心な上下水道のサービス提供に向けて、健全かつ安定的な事業の継続が求められています。

三つ目に、廃棄物処理環境については、若狭町誕生後も三方地域と上中地域で、ごみ処理施設が異なり、複数の施設を管理し、経費を負担する状況になっていることから、今後は市町境を越えたごみ処理の広域化と旧町ごとの施設の集約化を進め、効率的なごみの処理体制を構築することが重要な課題となっています。一方で、環境にやさしい持続可能な社会の実現に向けて、これまで以上にごみ分別の徹底や3R（リデュース、リユース、リサイクル）および食品ロスの削減等を推進し、より一層のごみ減量化に取り組んでいくことが必要です。

住環境については、若者のU・Iターンや定住を促進させるため、上記のような基本的な環境整備に加え、若者にとって魅力あるエリア、分譲地、住まいの供給が必要です。

■ 施 策

① 快適な情報通信環境づくり

CATVによるTV放送サービスは町内全域で提供されていますが、4K8Kの放送サービスが提供されていません。そのため4K8K放送サービスの提供できる機器の整備を行います。

また、町内では高速インターネット接続サービスが提供されていない地域があり、高速インターネット接続可能な地域との格差解消のために、CATVによるインターネット1Gbps接続サービス提供により、町内全域で高速インターネット接続サービスが利用できるように機器の整備を行います。

具体的取組

- ・CATVによる4K8K放送用の機器整備
- ・CATVによるインターネット1Gbps接続サービス提供用の機器整備

② 環境にやさしいスマートエリアの整備

都市機能が集積している駅周辺エリアにおいて、エリア内に点在する空き家・空き地を有効活用しながら、自然再生可能エネルギーとIoT※を導入しエリアの魅力を向上させつつ、モデル分譲地を整備します。それによりエリア内に民間の投資を誘発させ、若者の移住定住促進、併せて集落の自治機能の維持を目指し、人口減少の中でも持続可能なまちづくりを進めます。

※ モノにセンサーを付けることによって、モノの位置情報やモノの状態またはその周りの環境状態をインターネット等を通じて、そのモノを見に行かなくてもパソコンでデータを確認することができたり、データを蓄積することができたりすること

具体的取組

- ・上中駅近郊エリアにおけるスマートエリアモデル分譲地の開発
- ・AI、IoT等を活用した空き家のリノベーション

③ 空き家活用の推進

少子高齢化に伴い年々増え続ける空き家の解消と流通促進を図るため、売却・賃借を希望する町内の空き家情報を発信する「空き家情報バンク制度」を活用し、集落や宅地建物取引業者等と連携を図りながら、移住希望者へ空き家情報の提供やサポートを行います。同時に、空き家の利活用者へ空き家の改修支援を行い、空き家の有効活用を促進します。

具体的取組

- ・空き家情報の発信
- ・空き家を探している移住希望者への相談受付、サポート、案内
- ・空き家情報バンクを活用した空き家利活用者へのリフォーム支援

④ ごみ処理の効率化とごみの減量化

ごみ処理の効率化については、4市町(若狭町、小浜市、おおい町、高浜町)で構成する「若狭広域行政事務組合」において、施設整備や維持管理費等のごみ処理経費の低減を図ることを目的に、広域ごみ焼却施設、広域可燃ごみ中継施設の整備を進めています。

さらに、広域ごみ焼却施設では、ごみ処理過程で発生した熱を利用して発電した電力を施設内で利用するほか、余剰電力を電気事業者に売却し熱エネルギーを有効活用します。また、広域可燃ごみ中継施設では、持ち込みごみを大型車に積み替え、車両台数と二酸化炭素を削減することで、環境負荷の低減を図ります。

ごみの減量化については、可燃ごみや不燃ごみ、資源ごみ等、廃棄物を適切に分別してもらえよう周知していくとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進していきます。

また、日本で年間522万t[※]発生している食品ロスの問題については、フードドライブなど食品ロス削減の取り組みを実施することで、住民の環境意識への高揚を図ります。

※ 令和2年度推計値(1人当たり毎日お茶碗一杯分のご飯に相当)

具体的取組

- ・ 持続可能な広域ごみ処理体制の構築
- ・ 材質に応じた分別の周知・徹底
- ・ 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
- ・ 食品ロスの削減のため、フードドライブ実施回数の増加
- ・ 不法投棄防止看板の設置、環境パトロールの強化

⑤ いつまでも安心・安全な上下水道の実現

老朽化施設の更新、主要管路の耐震化等を中心に計画的に整備を進めていきます。

また、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等を図るため、公営企業会計への移行を進め、将来を見据えた健全な事業運営に努めます。

具体的取組

- ・ 公営企業会計による健全な事業運営

【上水道】

- ・ 新浄水場の建設
- ・ 水源の安定性の向上(河内川ダム・予備水源)
- ・ 老朽化した施設の更新に合わせた統廃合と増強
- ・ 集落簡易水道の統合

【下水道】

- ・ 処理区の統廃合
- ・ 公営企業会計への移行
- ・ 既設施設の適期更新

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
CATVによる4K8K放送サービスの提供エリア	0%	100%
CATVによるインターネット1Gbps接続サービスの提供エリア	50%	100%
集落簡易水道集落数（統合を目指す）	集落簡易水道 3 集落	集落簡易水道 1 集落
下水道処理区数（統合を目指す）	17 処理区	11 処理区(令和 12 年度末)
ごみ排出量（可燃ごみ、不燃ごみ等全て）	4,457 t	4,280 t
1人当たりの1日のごみ排出量	861g/人・日	827g/人・日
リサイクル率（リサイクルされたごみの重量/全ゴミの重量）	22.7%	23.1%
新規分譲地開発数	0 団地	1 団地
空き家情報バンクを介した空き家改修支援件数	—	18 件（純増分）
空き家情報バンク登録延べ件数	105 件	200 件

(2) 協働で守る地域防災と防犯



■ 現状と課題

地域の安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニケーション等による共助が必要であり、行政だけの連携だけではなく、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して、防災と防犯に努めていく必要があります。

地域防災については、近年、未曾有の自然災害等が全国各地で発生していることから、住民の災害に対する意識が高まっています。住民の「自らの身は自らで守る」「地域はみんなで守る」という自助、共助の住民の防災意識をさらに高めながら、防災体制を整備していくことが急務となっています。また、万が一に備えた防災力の強化と危機管理能力の強化が求められており、あらゆる災害から住民の生命と財産を守るため、関係機関・団体と連携して地域防災計画の見直しや、更なる防災対策の整備充実に努める必要があります。

近年、高齢者による交通事故等は社会に大きな影響を与えています。特に交通弱者である歩行者や高齢者、次世代を担う子どもたちが交通事故に巻き込まれないよう関係機関・団体と連携して、安全な交通社会環境の形成をさらに推進していく必要があります。また、防犯についても、身近な犯罪の発生を未然に防ぐために、関係機関・団体との連携を密にしながら防犯活動を推進していく必要があります。

■ 施 策

① 防災体制の整備と防災意識の高揚

様々な災害に即応できるように、職員の対応能力を高めるとともに、初動体制から対策本部体制までの全てにおいて対応できるよう危機管理体制の強化に努めます。

自主防災組織の組織化と活動推進のために、必要とする防災資機材への購入補助などの活動支援を行い、地域住民の自主的な防災活動の充実を図るとともに、県の防災アプリ等の活用や、屋外防災スピーカーを整備し、地域住民への災害情報が迅速に伝わるよう体制整備に努めます。

災害発生時における避難所等のレジリエンス※強化のために、停電時においてもEV(電気自動車)等に蓄えられている電力を流用し建物で使用することができるV2Hシステムの導入について検討します。

防災に関する知識と技術を有する防災活動等の指導的な役割を担う防災士の資格取得を推進し、地域防災力の向上に努めます。

高齢者や障害者など、災害時の避難行動が困難である避難行動要支援者の状況を定期的に把握するとともに、個別避難計画を作成し、円滑かつ迅速な避難が図られるよう努めます。

被災時においては、ボランティアや支援団体の柔軟な受け入れに努めます。

また、原子力発電所の事故に備えて、安定ヨウ素剤の事前配布や、国および福井県との連携を強化し訓練等に取り組み、事故発生時における、迅速かつ適正な対応により、住民の安全確保に努めます。

住民に対して原子力に対する知識、理解の普及に努めるとともに、準立地町として原子力発電所の安全運転と安全体制の監視充実に努めます。

※ 困難や脅威に対して、うまく適応できる能力のことで、ここでは災害を乗り越える力、回復力

具体的取組

- ・水防訓練および防災訓練の実施
- ・自主防災組織に対する活動支援
- ・避難所等へのV2H導入検討
- ・防災士の資格取得の推進
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成、訓練
- ・国および県と共同による原子力防災訓練の実施
- ・希望者への安定ヨウ素剤の事前配布の実施

② 安心できる防犯・交通安全対策と消費者教育の推進

「若狭町安全で安心なまちづくり推進会議」を主体に、警察等の関係団体との連携を図りながら、住民への防犯意識向上・注意喚起を目的とした防犯パトロールや啓発活動、防犯隊による警戒活動等を実施することで住民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

警察機関や各種交通安全団体と連携し、様々な世代に対しての啓発活動や交通安全教育を行うことで、住民一人ひとりの交通安全に対する意識の高揚、交通事故の抑制を図ります。

悪徳商法等による消費者トラブルを未然に防止するため、若年層をはじめ、各年代の住民への啓発・教育活動を継続的に実施することで、住民一人ひとりの消費者意識の向上を図ります。また、消費生活センターと連携した相談体制を整備することで、被害者の生活回復に努めます。

具体的取組

- ・ 防犯パトロール、啓発活動の実施
 - ・ 防犯隊による警戒活動の実施
 - ・ 交通安全意識高揚に向けた啓発・教育活動の実施
 - ・ 消費者意識向上に向けた啓発活動の実施
 - ・ 消費生活センターと連携した相談体制の強化
-

③ 地域消防施設の充実

敦賀美方消防組合、若狭消防組合とともに、消防団の再編や消防団詰所の再配置・整備を検討するなど、消防団の活動しやすい環境づくりや適切な人材の確保を推進しながら、地域の消防力の強化に努めます。

自主防災組織に対し、劣化した消防ホースの更新など消防資機材整備に要する補助や、住宅の立地状況に応じた消火栓、防火水槽の整備に努めます。

具体的取組

- ・ 消防団の再編および消防団詰所の再配置・整備
- ・ 自主防災組織に対する消防資機材の整備補助
- ・ 消火栓、防火水槽の整備

④ 防犯施設、交通安全施設の充実

集落・地区からの要望や、通学路交通安全プログラムにおける関係機関による合同点検に基づき、防犯・交通安全施設の充実を図ります。

また、横断歩道等の設置等の整備については、公安委員会に地域の現状を伝えながら要望を行っていきます。

そのほか、警察等の関係機関と連携し、危険箇所の改善を図りながら、安全で安心な生活環境に努めます。

具体的取組

- ・ 集落における防犯カメラの設置補助の実施
- ・ 防犯灯の設置とLED化の促進
- ・ パトカー巡視路看板の設置
- ・ カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備

⑤ 安心できる治山・治水対策

治山えん堤や水路などの整備により下流域への土砂流出の防止や、土砂災害危険区域のパトロールを強化します。また山間部でののがけ崩れの対策整備として落石防護ネットの設置を福井県と連携して推進します。

また、近年、全国各地で毎年のように大規模な水害が発生しており、今後も気候変動によりさらに降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予想されています。気候変動による水災害リスクの増大に備えるには、河川管理者等が主体となって取り組む従来のハード対策だけでなく、流域に関わるあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働してあらゆる場所（河川区域・氾濫区域・集水域等）でハード・ソフト対策に取り組む「流域治水」への転換を図ります。

具体的取組

- ・ 治山えん堤や水路整備の推進
- ・ 危険個所のパトロール
- ・ 落石防護ネットなど、災害予防工事の推進
- ・ 流域治水プロジェクトの策定と実施
- ・ 三方五湖治水対策（トンネル放水路整備および湖岸堤修繕の県への要望）
- ・ 田んぼダムの促進
- ・ 北川の霞堤を含めた河川整備計画の見直し

■ 評価指標（K P I）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
地域防災訓練開催数（水防訓練、一般防災訓練、原子力防災訓練）	年各 1 回	年各 1 回
個別避難計画の作成率	0%	100%
自主防災組織数	67 集落	82 集落
防犯カメラ設置集落数	4 集落	20 集落
防災士数	93 名	130 名

(3) 情報と交通のネットワーク充実



■ 現状と課題

情報通信技術の発展は著しく、超高速インターネットや5Gの普及、4K8K放送の開始、クラウド技術の発展・普及により、情報通信の高度化とサービスの多様化が進んでいます。

若狭町の情報ネットワークの一端を担うCATV事業において、公設公営で運営を行っていた上中地域についても令和5年4月から民営化され、町内のCATV事業は美方ケーブルネットワーク株式会社が運営を行い、放送番組や料金体系も統一されます。また、三方地域の施設設備についてもFTTH設備への更新を行い、町内全域が光ケーブルによるCATV設備になりました。

CATVによるインターネット接続については、町内の一部地域には高速インターネット接続が不可能な地域があることから、地域格差を解消するためにも、町内全域で1Gbpsでの接続ができるよう整備を進める必要があります。

若狭町の交通ネットワークは、町を南北に縦断するJR小浜線（敦賀市～舞鶴市）と国道27号、舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）が幹線軸となって主たる広域的なネットワークを形成しています。これを補完・代替する路線として国道162号、国道303号など、物流・人流の活性化に寄与する幹線道路があります。これら交通ネットワークは、日常の生活道路等としての機能はもちろん、大規模自然災害時におけるライフラインなどの被害を最小限に留めるためにも、救命救急、救援物資の輸送等の機能としても重要であり、交通ネットワークの維持および道路環境の長寿命化は不可欠です。

町内道路については、道路の経年劣化、摩耗による陥没、クラックが多数発生しており、走行性や快適性が損なわれているため、生活道路の安全性向上に向けて計画的な修繕および改良が求められています。

また、一部町道においては、道幅が狭く緊急車両の進入が困難な路線や、歩行者の安全確保が困難な道路が存在することから、住民の利便性や定住促進を図るために道路整備も必要です。

町内の公共交通機関としては、JR小浜線、JRバス若江線、町営バス常神三方線に加え、町内を運行する予約乗合い型の若狭町デマンドタクシーの計4つが運行しています。それぞれの公共交通機関が学生や高齢者等の交通弱者を含めた住民の生活の足として運行していますが、道路交通網の整備が進んだことにより、住民の自家用車の依存度が高く、公共交通の利用者が少ないうえに、人口減少により、さらにその利用者が減少している状況にあります。

公共交通機関は通学や通院など地域住民の日常生活に欠かせないものですが、JR小浜線をはじめとした民間の公共交通については、利用者の減少が経営悪化に直結するため、経営改善のために運行ダイヤの減便等が行われます。それが更なる利用者の減少につながり、負のスパイラルが起きてしまいます。

公共交通の利便性の向上や運賃の維持等により住民の利用促進を図り、官民が一体となって町の公共交通を維持していくことが大きな課題となっています。さらに、町内外の交流を促進し、交流人口の拡大を図るためには、北陸新幹線敦賀開業を見据えた観光客向けの二次交通の整備を進めることも重要です。

■ 施 策

① 快適な情報通信環境づくり（再掲）

CATVによるTV放送サービスは町内全域で提供されていますが、4K8Kの放送サービスが提供されていません。そのため4K8K放送サービスの提供できる機器の整備を行います。

また、町内では高速インターネット接続サービスが提供されていない地域があり、高速インターネット接続可能な地域との格差解消のために、CATVによるインターネット1Gbps接続サービス提供により、町内全域で高速インターネット接続サービスが利用できるように機器の整備を行います。

具体的取組

- ・CATVによる4K8K放送用の機器整備
- ・CATVによるインターネット1Gbps接続サービス提供用の機器整備

② 持続可能な地域公共交通の実現

生活の足である公共交通を維持するためには、恒常的に一定の利用数が必要です。そのためには、どれだけ日常的に利用するかが大きく影響します。地域住民に「乗って残す」という意識を持っていただけるよう定期的な啓発を図り、官民が一体となって公共交通維持に向けての機運を高めていきます。また、自家用車への依存を緩和し、公共交通機関の利用促進を図るため、公共交通機関に対する運行支援や利用者支援も継続して行っていきます。

また、JR小浜線やJRバス若江線への住民ニーズを的確に捉え、さらに北陸新幹線敦賀開業を見据えながら、国や県、民間公共交通事業者など関係機関と連携して公共交通のあり方について検討し、町の公共交通の維持および利便性の向上を図っていきます。

具体的取組

- ・官民が一体となって公共交通を維持していく機運の醸成
- ・公共交通機関に対する運行支援や利用者支援の継続
- ・町営バス事業およびデマンドタクシー事業の継続
- ・観光客向け二次交通の充実

③ 安全・快適・生産性向上に繋がる道路の確保

近年頻発する大規模災害時において対応していくために重要物流道路や緊急輸送道路等の防災・減災対策を進めるとともに、複数ルートが確保できる道路ネットワークの形成を推進します。

また、観光エリアを結ぶ町内周遊および近隣の道の駅等観光施設を結ぶ広域の観光周遊ネットワーク網を構築することにより、町内エリア全体の観光振興を図ります。

また、通勤・通学、買い物など日常に利用される交通ネットワークを良好な状態で維持していくために、道路の陥没や段差など危険箇所の早期発見と補修に努めるとともに、車両のすれ違い、歩行者の安全確保が困難な道路について、道路拡幅および歩道の整備を進めます。

このように、町道を整備することにより、円滑な物流ルートや広域避難道路の確保、交流人口(観光客数)の増加、定住人口の増加を目指し、地域の活性化を図ります。

具体的取組

- ・ 三十三産業団地のアクセス道整備
- ・ 町道 10 号線の整備
- ・ 危険箇所の早期発見・補修
- ・ 狭あい道路整備の実施

■ 評価指標 (KPI)

指 標	現状値 (令和 3 年度末)	目標値 (令和 9 年度末)
CATVによる4K8K放送サービスの提供エリア (再掲)	0%	100%
CATVによるインターネット1Gbps接続サービスの提供エリア (再掲)	50%	100%
狭あい道路の整備延長	—	600m (純増分)
デマンドタクシー年間利用者数	7,509 人	11,000 人
町営バス常神三方線年間利用者数	17,888 人	21,000 人
JR小浜線年間利用者数 (町内駅乗車人数)	295,322 人	330,000 人
JRバス若江線年間利用者数	58,364 人	106,000 人

(1) 健康寿命の延伸



■ 現状と課題

人生100年時代、誰もが元気に活躍できるよう、疾病予防、健康づくりの強化が求められています。

これまで生活習慣病予防を軸としたライフステージに応じた健康づくりを推進してきましたが、2040年（令和22年）に向け、更なる健康寿命の延伸を図るため、これまでの取り組みの更なる推進とともに、健康無関心層も含めた健康づくりの推進が求められています。自然と健康づくりにつながる環境の整備、インセンティブ（外部から与えられる動機付け）による健康活動へのモチベーション向上を図るなど、町全体で健康づくりを効果的に推進するために、職場ぐるみの健康づくり、地域の関係機関が連携した健康づくりを進めることが重要です。

若狭町の要介護状態になる原因疾患は、認知症、骨関節疾患、脳血管疾患が全体の約6割を占めています。64歳以下では脳血管疾患が約半数を占めます。介護申請に至った原因を平均年齢でみると、脳血管疾患は認知症や骨関節疾患より若い年齢となっています。

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者の健康状態は、高血圧を治療している人が多く、健診結果でも血圧の高い人が多い状況です。加えて血糖値が高い人、メタボリックシンドローム該当者が増加傾向にあります。ライフステージに応じた取り組みや、生まれる前から高齢期までの一生涯にわたって、健康づくりを推進することが重要です。

胎児期および乳幼児期は人間の基礎づくりの重要な時期として、すべての子どもたちの健やかな育ちを支える取り組みが求められています。

子育て世代や働き世代は仕事や家庭、地域での役割が大きく、自身の健康を優先しにくい時期です。社会全体で健康づくりに取り組める環境づくりが求められています。

高齢期は生活習慣病の進行に加え、加齢による身体機能の低下、低栄養、意欲低下などによる社会参加の低下など、高齢者の特性も絡み合う時期です。要介護状態やその手前のフレイル^{※1}状態を少しでも遅らせるための健康づくり、介護予防・フレイル対策が求められています。また、高齢者が地域で自立した生活を営むためには、自立支援・介護予防・重度化防止の観点においても、生きがいを持つことが求められます。交流の機会を創出し社会参加を促進することは、高齢者自身の生きがいづくりや仲間づくりの機会となります。また、その交流等を通じて、孤立化防止や見守りの促進につなげていくことが必要です。

若狭町では、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、民生委員児童委員・福祉委員等が日ごろの見守りや声かけを実施し、生活支援コーディネーター等がひとり暮らし高齢者や高齢世帯へ定期的に訪問し、高齢者のニーズや実態把握に努めています。

集落でのサロン活動においては、仲間づくりや高齢者同士の交流が行われており、世代間交流を取り入れているサロンもあります。課題としてサロン活動では世話人への負担が大きくなっているため、今後は世話人の負担軽減を図り、持続可能な運営体制づくりが求められています。

町が実施する健康体操教室は2カ所毎週開催されています。フレイル予防については地域の方がフレイルサポーター^{※2}となりフレイルチェックが定期的に行われていますが、多くの住民が運動習慣を身に付けていくためには、より身近な場所で開催ができるよう、行政だけではなく地域

の方との共同での開催を図ることがますます必要となります。

医療面においては、超高齢化社会にも耐えうる医療提供体制を構築するため、地域医療構想が制度化され、各都道府県が主体となり二次医療圏（若狭町は嶺南地域）での、医療提供体制の整備に取り組んでいます。

若狭町には、急性期医療を担う医療機関がなく、急性期後の転院による医療の継続や往診・訪問診療などの在宅医療といった、後方支援としての役割を担っています。今後は、在宅医療の充実や疾病予防、早期発見による重症化予防など、健康管理を含めた地域に密着した包括的なかかりつけ医機能の充実が必要になります。しかしながら、若狭町は医療従事者が不足しており、特に次の世代を担う若い人材が不足しています。人材の確保も含めた一体的な取り組みが必要になります。

※1 加齢により、心身の活力が徐々に低下した状態

※2 一定の研修を受けて、フレイルチェックを行うなど地域の健康づくりの担い手として活躍するボランティア

■ 施 策

① 主体的な健康づくりの支援

対象を限定しない健康教室や健康づくり企画を実施すると、60代以降の参加が多いのが現状です。インセンティブを取り入れた健康づくり、アプリ等の活用など、子育て世代、働き世代が健康づくりを始めたいような環境の整備、暮らしの中に溶け込んだ健康づくりの体制整備を行っていきます。

子育て世代に向けては、子どもと一緒に取り組むことで自然と健康づくりにつながるような事業を、学校や町内食料品店等と連携して進めます。

働き世代に向けては、働く職場でも健康づくりができる環境を整備していくため、商工会や町内事業所と連携し、健康づくりを見据えた経営を実現するための支援を実施します。

地域の保健推進員や食生活改善推進員、地域づくり協議会等と連携し、主体的に健康づくりができる環境整備を継続します。

具体的取組

- ・ 町内食料品店、学校との連携
- ・ 商工会、町内事業所との連携
- ・ 保健推進員等との連携

② ライフステージを通じた健康づくり

ライフステージを通じて生活習慣病予防を柱とした取り組みを進めていきます。

母子健康手帳交付時には健全な妊娠期を過ごせるよう、保健指導を実施します。また、低出生体重や障害を持ち生まれてきた子どもの育つ力を支えられるよう、医療や福祉と連携しながら支援します。

乳幼児期の成長発達の節目に、心身の発達状況の確認と病気等の早期発見を目的に健康診査を実施します。育児者が子ども自身の育つ力を理解し、その育ちを支える主体的な子育てができるよう、家庭訪問や育児教室を継続的に実施します。

肥満や痩せ、むし歯の状態など学齢期の健康状態は、小中学校と連携して把握し、予防対策をとります。

成人期は、自分の身体の状態を知るための健康診査やがん検診の受診率向上を目指し、受診しやすい環境づくりを行うとともに、受診の必要性を理解し受診行動につながるような受診勧奨を実施します。

また、健診結果から自分の健康状態やリスクを確認し、自分の身体を守るための学習の場を作り、一人ひとりに合った保健指導を実施します。さらに必要に応じ、主治医との連携を通じた保健指導を実施します。

高齢期は、これまでの健康診査と保健指導に加えて、高齢者の特性を踏まえ、サルコペニア※、低栄養、認知機能等に対する栄養や運動等の教室を実施します。

※ 全身の筋肉量と筋力が低下し、身体能力が低下した状態

具体的取組

- ・ 家庭訪問（妊婦、新生児、2か月児等）
- ・ 母子手帳交付時の保健指導
- ・ 妊産婦健診、乳幼児健診の実施
- ・ 4、7、10、12か月時の集団学習と離乳食教室、個別相談
- ・ 健康診査等、がん検診の実施と保健指導、学習会の実施
- ・ サルコペニア等の把握、栄養・運動指導

③ 介護予防・フレイル予防

民生委員児童委員や地域住民からの情報提供や関係課との連携を図り、基本チェックリストの活用によって、閉じこもりや何らかの支援を要する高齢者の現状把握を引き続き継続します。

自分の健康は自分で守り、維持していくという意識向上を目的とし、様々な場を通じ健康診査の受診勧奨を行うとともに、保健指導、フレイル予防対策を実施していきます。さらに介護予防教室へつなげ、生活習慣病の予防と重症化予防に取り組みます。

また、地域での見守りと介護予防を実践する場として、身近な通いの場となるふれあいサロン等の集いの場が各集落で開催されるよう支援します。

地域の担い手育成を図るため、サロンリーダー研修会やフレイルサポーター養成講座を実施し、介護予防と支え合い体制を推進します。

具体的取組

- ・ サロン等集いの場への支援
- ・ 担い手育成のための研修会、講習会の開催
- ・ フレイルチェックの実施
- ・ 健康体操教室等の開催と周知の推進

④ 地域医療体制の充実

若狭町の医療を担う公的医療機関における回復期やリハビリ、慢性期等の役割分担を明確にするとともに、訪問診療・訪問看護など在宅医療の充実や遠隔診療の導入など、地域ニーズにあった持続可能な医療提供体制を確立させ、疾病予防、早期発見による重症化予防などと組み合わせて、地域に密着した保健・医療・介護・福祉にいたる包括的なかかりつけ医機能の充実を図ります。

また、救急搬送の時間短縮のため、早期発見することが重要であることから、高齢者の見守り体制の充実を図ります。

具体的取組

- ・ 地域医療構想の推進
 - 病床の役割分担
 - 地域ニーズに応じた医療機能の充実
 - 医師など医療従事者の確保
- ・ 地域包括ケアの推進
 - 医療機関や介護事業所との連携の充実
- ・ 地域の見守りネットワークの構築・強化

⑤ 食育の推進

食育を通じて子どもたちが「食」に興味を持ち、健康で健全な食生活を実現し維持する力を養うとともに、子どもたちが地元生産者と直接関わることで、豊かな食文化の継承および発展、地場産食材の生産および消費を推進し、健康意識、食への感謝とあわせて郷土愛の醸成と地域の活性化を図ります。

農林漁業、加工・調理、廃棄食材利用に関する体験活動を推進するとともに、子どもたちが食について複層的に学ぶことができるよう、食に関する学びの時間を学校や保育所（園）生活の中に組み入れます。

具体的取組

- ・ 特産物の収穫・加工体験の推進
- ・ 特産物や伝統的な食文化に触れる味覚体験の推進
- ・ 安心安全な地場産食材の利用促進
- ・ 食に関する学びの時間の確保
- ・ 農林漁業など実体験

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
保健推進員による集落での健康づくり活動実施数（年間）	14 集落	42 集落
町の健康政策と連携して健康づくりに取り組んだ事業所数	17 事業所	20 事業所
乳幼児健診受診率	100%	100%
育児教室参加率	82.3%	100%
特定健診受診率（国民健康保険被保険者）	43.8%	60%
特定保健指導実施率（国民健康保険被保険者）	72.7%	90%
フレイルチェックの参加人数（年間）	87 人	100 人
集いの場（サロン）の実施集落数（年間）	49 集落	50 集落
サロンリーダー研修会の開催（年間）	1 回	2 回
集いの場（サロン）における健康チェックの実施人数（年間）	591 人	600 人
第1号被保険者要介護認定率※	19.1%	19.0%
第1号被保険者要介護2以上認定率（65～74歳）	2.0%	1.9%
第1号被保険者要介護2以上認定率（75歳以上）	20.1%	20.0%

※ 要支援1～要介護5の認定を受けた人の割合

(2) 高齢者や障害者にやさしいまちづくり



■ 現状と課題

若狭町の高齢化率は年々上昇しており、令和4年には35.7%となっています。また、総世帯数のうち高齢者世帯の占める割合は27.7%で増加傾向となっており、要介護者（要支援者）の一人当たりの介護サービス給付費も年々増加しています。同じく障害福祉サービス給付費も増加しており、サービス利用者の増加や地域でのサービス資源の充実が求められています。

また、全国的に障害のある方の高齢化や生活習慣病の増加等により病気と障害が重複し、障害が重度化する傾向にあり、障害者支援に関する制度や施策の考え方は、近年大きく変化してきています。平成25年度には、障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正され、障害の有無に関わらず、自立した生活を送るために、本人や家族の意向を尊重しつつ生活支援や社会参加の機会を設けることが求められています。

今後は介護や障害の認定を受けた人に限らず、健康面や経済面のほか、様々な要因により日常生活を営む上で困難を抱えている人についても支えていく必要があります。社会福祉協議会や福祉サービスを提供する事業所、地域づくり協議会、自治会などと連携しながら支援体制の充実を図ることが必要です。また、福祉サービスのニーズの増加に伴って、福祉人材の確保が必要であり、介護や医療分野等の専門職との連携、充実を図り、すべての人にとって安心して切れ目のないきめ細やかな支援の充実を図る必要があります。

■ 施 策

① 高齢者福祉の充実

若狭町の高齢化率は増加傾向にあり、後期高齢者の数も前期高齢者数を上回っていることから、今後も介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。その半面、生産年齢人口が減少していることもあり、介護人材の不足が懸念されます。高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での支援が受けられるために地域の介護・医療等の関係機関の連携体制を強化するとともに、必要な介護サービスの量も見込んだ上で、必要な支援を計画的に推進します。

また、今後は介護人材の育成やICTの活用を図るなど、介護者に対する支援も踏まえた上で地域に応じた必要とされる高齢者福祉サービスの充実を図ります。

具体的取組

- ・ 介護と医療の連携推進
- ・ ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援体制の充実
- ・ 交通弱者の支援体制の推進
- ・ 介護者支援の充実
- ・ 福祉教育の推進
- ・ 介護人材の育成
- ・ 介護資源の確保

② 障害者（児）福祉の充実

障害者（児）福祉においては、障害のある人等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援といった課題に対応するため、多様なニーズにあったサービス提供体制の整備を目指します。

また、精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

さらには、本町だけでなく近隣市町や関係機関と連携・調整を図り、障害者（児）福祉の充実を目指します。

具体的取組

- ・ 地域の事業所、障害者就労支援施設等と連携した就労支援の充実
- ・ 障害のある人への理解促進および権利擁護についての啓発を推進
- ・ 障害者(児)の自立に向けた支援体制の整備
- ・ 福祉人材（専門職）の育成と確保

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
各種福祉サービスや医療機関などを対象とした多職種連携研修会の開催数	2 回	2 回
介護・保健・医療の庁内関係部局による地域包括ケア推進会議の開催数	2 回	2 回
高齢者の自立支援型地域ケア会議の開催数	12 回	12 回
障害者（児）の自立支援協議会の開催数	2 回	2 回
障害児支援事業所数	2 事業所	3 事業所

(3) 地域共生社会の実現



■ 現状と課題

全国的に高齢化や人口減少が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げており、その改革の骨格として、地域を基盤とする包括的支援体制の強化が挙げられています。

そうした中、年々進む高齢化の進行や高齢者世帯の増加に加え、個々のライフスタイルや家族形態の多様化などによる薄れがちな地域のつながり、社会参加活動の低下により、日常生活の中で支えを必要としているながらも、十分な支援やケアを受けることができない高齢者が今後さらに増えていくことが懸念されます。

また、少子高齢化の進行や核家族化、ひとり親家庭や単身世帯の増加など社会環境の変化に伴い、高齢化、傷病・障害、多重債務など様々な要因で生活に困窮し、自立できない世帯が増えていくことも懸念されます。

このような人々を支えていくためには、これまで以上に地域における見守りや支え合い体制の構築、さらには各種団体等における連携を強化していくなど、地域全体で助け合う機運を高めていく必要があります。

そのため、地域住民が地域福祉への関心や理解を深め、地域の中でお互いに支え合い、助け合う意識を広く住民に啓発していくことが重要となります。また、子どもから高齢者まで幅広い世代間の交流を促進し、地域住民のつながりを改めて深めていくことが必要です。

■ 施 策

① 地域包括ケアシステムの構築

早期から健康増進や介護予防に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。また認知症の正しい理解のための認知症サポーター養成講座を継続し開催します。さらに外出機会の促進、活躍の場の確保、生活基盤の充実などに取り組むことで、高齢者の社会参加等を進め、健康で充実した生活が送れ、生きがいを持って暮らし続けられる町を目指します。

地域住民等の自主的・主体的な活動を支援し、集落・地域ごとの支え合い・助け合い活動の推進を図ります。

具体的取組

- ・ 地域住民の支え合い体制の推進医療・介護連携の推進
- ・ 地域の見守りネットワークの構築・強化
- ・ 地域福祉関係者の意見交換会の開催
- ・ 認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 認知症カフェの設置

② 包括的な相談支援体制の構築

これまで子どもや高齢者、障害者など、それぞれの各制度に基づいた支援体制が整備され、支援の充実が図られてきました。しかし、現在では、生活困窮や社会的孤立など、複合的な課題を抱える世帯や個人が増加しています。また引きこもりなど、公的な支援を受けることができない制度の狭間にある方への対応や、買い物、通院の付き添いなど、身近な生活課題への対応も求められ、あらゆる相談を包括的に受けられる体制整備が必要となってきます。

そのため、庁内の関係所管課と社会福祉協議会などの専門的な相談支援機関と連携を図り、また、集落や民生委員児童委員などの住民に身近な相談者とも連携・協働を図りながら、包括的な幅広い分野の相談支援体制の構築に努めます。

具体的取組

- ・ 包括的な総合相談支援体制の充実
- ・ 相談窓口の周知

③ 集落活動の活性化支援

人口減少が急速に進行する中、今後も暮らし続けられる集落となるためには、住民と行政が個別に課題に取り組むのではなく、適切に役割を分担しながら、協力して取り組むことが大切です。

地域での活動に対する支援を行い、地域活動を行う各種団体や他集落等との連携強化を促し、地域コミュニティ活動の活性化や複数集落が連携した活動への支援を推進していきます。

あわせて、コミュニティの維持・向上を担う人材育成を進めるほか、集落の地域条件や実情に合わせた、更なる活性化の取り組みを促進していきます。

具体的取組

- ・ 集落のコミュニティ活動に必要な備品等購入費用の補助の継続
 - ・ 集落環境を向上させるための作業に必要な原材料費や重機借上料の補助の継続
 - ・ 複数集落で取り組む活動の集約化・共同化に対する補助
-

④ 地域づくり協議会の活動支援

若狭町では、地区ごとに地域づくり協議会を設置し、地域住民が集い、みんなで話し合い、考え、力を合わせた取り組みを行う仕組みづくりとその実践を行っています。

今後も地域づくり協議会が中心となり、住民自ら取り組む住民自治や、地域の歴史文化の継承、そして、人と人を繋ぎ、互いを支え合い、住民と地域社会を元気にしていく取り組みを進めていきます。

この地域づくり協議会は、住民と町が一体となった「協働のまちづくり」の骨格であり、若狭町の中長期的な地域づくりを進めていくための原動力となるものです。

地域づくりの中心となる人材の育成や団体の活性化のため、リーダー育成研修や地域の問題解決に向けた取り組みに対して支援し、町と地域づくり協議会との協働により、地域づくり意識の高揚と地域課題の解決を図ります。

具体的取組

- ・ 地域づくり協議会の運営
- ・ 地域づくりリーダーの育成
- ・ S D G s 地域づくり交付金の継続

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
地域住民による支え合い協議体の設置数	7 協議体	11 協議体
認知症サポーター養成講座の開催数	14 回	20 回
認知症カフェの設置数	0 箇所	2 箇所
福祉関係者の意見交換会（生活支援体制整備協議会）の開催数	1 回	2 回
若狭町の住みやすさの度合い （住民意識調査結果：「住みやすいと思う」、「どちらかと言えば思う」の割合）	73.6%	83.6%

(1) 子育て環境の充実



■ 現状と課題

若狭町では、これまでから、妊婦や乳幼児に対する母子保健事業をはじめ、子育て世代の交流の場である子育て支援センターや自然を活かしながら子どもたちの豊かな人間性を育む保育所、さらには、出生時の祝い金や子どもの医療費の無料化等、子育て世帯のライフステージに応じた支援を行ってきました。

しかしながら、近年、若狭町においても、少子高齢化、若者の流出など社会動態の影響により、人口減少が加速しています。子育て世代においては、核家族やひとり親世帯、共働き世帯が増加するとともに、地域社会のつながりは希薄化する傾向にあり、家庭や地域が協力して子どもを育む環境は薄れつつあります。

そこで、地域の宝である子どもたちの健やかな育ちを支えるため、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を途切れなく実施していく取り組みが重要です。

また、発達が気がかりな子どもや児童虐待、ひきこもりの若者の問題等、子どもや家庭を取りまく状況も一層複雑化しており、行政や地域等の支援体制を活かしながら、社会的配慮が必要な子どもや家庭に対する適切な支援を行うことも重要です。

さらには、子育て世代を中心に、いつでも気軽に安心して過ごせる場所や利用できるサービス等の充実を求める声もあります。これらのニーズにも耳を傾けながら、子育ての環境をより充実させていくとともに、将来にわたってこれらのサービスが持続できるよう、家庭、地域、関係機関の連携の下、推進していくことが重要です。

子育て環境を充実していくには、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みを社会の真ん中に捉えていくという「こどもまんなか社会」の実現が重要で、子育て世代の視点に加え、子どもの視点も重視する必要があります。子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、地域の宝である子どもが誰一人取り残されることなく、健やかに成長していくことを町全体で後押ししていくことが必要です。

■ 施 策

① 安心できる育児環境づくり

妊娠、出産、授乳、離乳食開始、卒乳など育児に関わる様々な節目において、保護者が安心して育児ができるよう各時期に相談、教室を実施していきます。また、保護者が子どもの成長を実感でき、子どもの発育発達を促すことのできる育児力を養う保健指導を実施します。

産後の母の心身の状況を確認するために産婦健診を実施し、必要な母には産後の負担を軽減するために産後1年までの親子が心身ともにケアを受けることができる産後ケアを実施します。

また、気軽な育児の相談や交流の場である子育て支援センターの充実を図るとともに、育児やイベント等に関する必要な情報を適切なタイミングで提供する子育てアプリの活用も進めていきます。

一人ひとりに合ったきめ細やかな支援、家庭の状況やニーズに応じた教育・保育・保健・福祉等に関する事業や施策を実施するとともに、地域の宝である子どもたち一人ひとりの笑顔が輝くように途切れない支援を進めていきます。

具体的取組

- ・ 妊娠期の家庭訪問
- ・ 妊婦健診、乳幼児健診、育児教室（授乳相談、栄養指導、ふたごの会等）
- ・ 未来のパパ・ママ教室
- ・ 子育てサポート事業の充実（訪問支援等）
- ・ 地域に開かれた子育て支援センター（育児支援、家庭訪問、各公民館でのミニすく等）
- ・ 子育てアプリの活用

② 安心して遊べる環境づくり

若狭町は、海・山・湖などの豊かな自然や歴史・文化、そして、季節ごとに行われるイベント等にも恵まれ、いわば町全体が大きな遊び場となっています。この資源を活かしながら、「ここに来れば大人も子どもも安心、楽しい」といえる環境を整えることは、町全体の活性化にも繋がります。

これまで身近な地域における子どもの遊び場や地域の交流の場として公園整備がされてきました。しかし、地域の子どもの減少に伴い、小規模公園の利用者数も減少し、公園遊具等も一部老朽化している状況です。

こうした中、幅広い世代が交流でき、年間を通じて利用できる遊び場へのニーズが高まっています。

今後、子育て世代の思いを取り入れながら、全天候型の遊び場の整備をしていきます。また、若狭町の素晴らしい資源をフル活用し、「まち全体が大きな遊び場」といった視点で、住民とも協働しながら、子どもも大人もワクワクできるような子育て環境づくりを推し進めていきます。

具体的取組

- ・ 全天候型の遊び場の整備
- ・ 親子で楽しみながら遊べるイベントの実施
- ・ 安全・安心に遊べる環境づくりの充実

③ 子どもの個々の状況に応じた支援

若狭町では、出生時には助産師・保健師が訪問し、各家庭に合わせた保健指導・相談を行い、必要な支援につなげます。

出生後は、きめ細かく各個人に応じるため、臨床心理士や言語聴覚士、保健師、保育士等の専門家が連携し、乳児健診をはじめ各種健診・教室を実施しています。子どもの個々の状況に合わせた育児についてアドバイスできるように、健診には医師をはじめ心理や言語の専門職を配置するとともに、屈折検査機器導入など検査の内容についても充実していきます。また、健診に行きづらい方には、個別で対応をしたり、発達が気がかりな子どもとその保護者に対しては、グループ活動を通じた行動観察および指導・相談を行います。

関わる保育者の資質向上、保護者への適切なアドバイスのために「保育カウンセラー」が各保育所を巡回し、早期支援方法等についての助言や保護者支援を実施します。さらに、就学前には小学校への円滑な接続のため、保小連携の充実も行います。

今後も、気がかりな子どもが乳幼児期から保育所、小学校、中学校、高校、社会人へとライフステージが移行しても子どもの成育状況や支援情報を円滑に引き継ぐため、「継続支援ファイル」※を活用し「途切れない支援体制」の構築を引き続き図ります。

さらに、このような「個々の特徴」に応じた支援に加え、「個々がおかれた環境」に対する支援も必要です。社会情勢や家庭環境の多様化によって起こる子どもを取り巻く環境の変化に対して、柔軟かつきめ細やかな支援をするとともに、子どもの居場所づくりの充実にも力を入れていきます。

※ 発達が気がかりな子どもに対する切れ目ない支援を行っていくために、役場、保育所、学校等が連携し、各段階における様々な記録の保存・支援情報の引き継ぎを行うためのファイル。

具体的取組

- ・ 乳児の全数訪問の継続
- ・ 子育て家庭訪問支援
- ・ 保育カウンセラーの配置（個別言語相談、保育所巡回等）
- ・ フォロー教室の実施（言葉と遊びの広場、のびのびサークル等）
- ・ 保育士の資質向上のため発達支援学習会の実施
- ・ 保小連携の強化（一日体験入学、保小連絡会等）
- ・ 子ども・若者支援事業の充実（生活支援、居場所づくり等）

④ 自然を活かした保育の充実

幼児期の豊かな体験が、その後の育ちの基礎になるといわれています。そのため、四季の移り変わりが与えてくれる変化を、あそび（生活）のなかで五感を使って感じ取り、自然に抱かれながら、水や砂、土、木、石、動植物など自然素材との関わりの中で、自らの力で遊びを発見し、広げ、深めて、仲間と一緒に遊びを作り出していき、自分が楽しむことを主体的に見つけていく活動が、幼児期には大切となります。

そこで、子どもたちが遊びたくなる園庭をはじめ、田や畑、山、川、海、湖、砂利道、原っぱなどのフィールドや、その中で生息する多様な生き物など恵まれた自然環境を十分に活かしながら、子どもの好奇心が高まるような体験を、保育の特徴としてこれからも取り入れていきます。また、梨や梅、さつま芋掘りなど、地域住民の協力を得て、地域との交流を大切に郷土愛の育みにもつなげていきます。

今後も保護者、地域住民と手を取り合い、豊かな自然のなかで、のびのびと活動し、子ども時代を子どもらしく生きる、そんな若狭っ子を育てます。

具体的取組

- ・自然を活かした保育（若狭里っ子保育等）の充実
- ・保育環境の整備
- ・保育者の資質向上

⑤ 保育所の再編による保育環境づくり

現在、町内には認可保育所が9箇所（うち私立2箇所）あります。

しかしながら、人口の将来推計では、子どもの数は大きく減少する見込みで、数年後には1クラス数名しかいない保育所が出てくることが予想されます。また、若狭町の保育所の1箇所当たりの入所児童数は、近隣市町に比べても少ない状況です。

子どもにとって必要な社会性やルールは、幼児期の集団活動の中で身に付きます。また、集団で生活する中で楽しさを知り、我慢することや順番を知り、相手の気持ちに気づきます。その育ちを保障するための環境を整えていくことが大切であり、望ましい適正な規模や配置になるよう、保育所を再編していくことは若狭町の宝である子どもたちにとって必要です。

また、保育環境を整え、保護者のニーズに合った、多様な保育サービスを充実させるため、民間の力を借りることも手段の一つです。

今後も、保育サービスの充実に努めるとともに、将来にわたって保育サービスを維持していくため、保育所の再編も考えながら、子どもたちにとって大切な育ちの場を提供し続けます。

具体的取組

- ・多様な保育サービスの充実
- ・保育所の再編計画の策定
- ・自然を活かした保育の充実
- ・地域とのつながりを持った保育の充実

⑥ 放課後児童クラブの充実

就労等により常時留守にする保護者の小学校児童を対象に、放課後や長期休業期間において、児童の健全育成を推進するための受け入れ体制を整えます。

児童数の変動だけではなく、放課後児童クラブに対するニーズも変化していくことが予想されるため、受け入れ体制の再構築を図ります。

また、放課後子ども教室との連携を強化し、放課後の子どもの居場所づくりを総合的に進めます。

具体的取組

- ・ 放課後児童クラブの充実
- ・ 公民館や地域と協力した子どもの居場所づくり

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
育児教室参加率	4 か月 97.7% 7 か月 88.3% 10 か月 68.3% 12 か月 86.0% 2 歳 74.2%	100%
乳幼児健診の受診率	100%	100%
子育て相談件数（いつでも何でも相談できる場の提供）	1,498 件	1,650 件
役場男性職員の育児休業取得率	直近 3 年で 11.1%	直近 3 年で 100%
保育所の個別再編計画の策定数	0 箇所	2 箇所
子育てアプリの登録者数	0 件	500 件
全天候型遊び場整備数	0 箇所	1 箇所

(2) 教育環境の充実



■ 現状と課題

少子高齢化の進行や核家族化、技術革新やグローバル化の進展など、社会情勢が目まぐるしく変化しており、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。これからの学校教育では、個人の価値判断が優先される社会状況の中で、予測困難な時代を生きる子どもたちが、将来、夢や希望を実現し、社会や地域の担い手として活躍できるように、学んだことを主体的に活かしながら、多様な人との対話を通して新たな価値を創造していく協働的な学びを充実して、「生きる力」を育成していく必要があります。

学校施設においては、老朽化が進む施設の計画的な改修等が必要であり、安全で安心して学習ができる環境を整えていく必要があります。

また、生涯を通じて心身の健康を支え、知育・徳育・体育の基礎となる「食育」は継続して推進されるべき分野であり、おいしく楽しく共に食す学校給食を通じて、生産、流通、衛生、環境との関わりを学び、持続可能な社会の形成を考えていくことが重要です。

今日、^{こんにち}地域における対人関係の希薄化、活動の担い手不足など、家庭や地域における教育力や育成意識などの課題が顕在化しています。住民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことができるよう、公民館を中心に豊かな地域資源を活用した学習機会を提供し、地域活力の向上に努め、かつ、生きがいつくりや健康づくりとして、子どもから高齢者まで生涯を通じて日常的にスポーツを楽しめる環境づくりを進める必要があります。

■ 施 策

① ふるさと学習および校外学習の推進

豊かな自然、歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを高めていくとともに、地域を支える次世代の育成を進めていく必要があります。

学校において、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む活動を推進します。

また、体験を通して感じた地域の課題を解決するための方策を探求することで、ふるさとへの貢献意欲を育む心を育成します。

具体的取組

- ・ 地域の特色を活かした農業体験（田植えや梅もぎなど）の推進
 - ・ 小中学校の校外学習バスの充実
-

② 学校規模配置適正化

これからの学びは、自ら学び考える主体性はもとより、多様な意見に触れ、他者との協働により探究的な学習の機会を構築し、新しい価値を創造していく必要があります。どの学校でも、一定の児童生徒数による教育環境となるよう、将来の児童生徒数を見据えた学校規模配置適正化に取り組んでいきます。

具体的取組

- ・ 学校配置規模適正化（再編）の推進
-

③ 安全安心な学校施設等の整備

児童生徒数は減少傾向で推移することが見込まれるため、望ましい学校規模による安全で快適に学習できる環境を整備します。また、学校施設は災害時における避難場所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も求められていることも鑑みながら、計画的な学校施設・設備の整備を進めていきます。

また、学校給食施設においては、安定的かつ衛生的な運営に努めるとともに、食物アレルギー対応や地産地消を推進します。児童生徒数の減少と現状施設の著しい老朽化を踏まえ、環境負荷低減や人手不足補完も含めた次代の給食施設について、民間活力を最大限に導入しながら再整備を検討していきます。

具体的取組

- ・ 安全安心な学校環境の整備
- ・ 学校給食センター再整備

④ ICTの活用と推進

「GIGAスクール構想[※]」により導入した1人1台の情報端末を活用して、多様な可能性を引き出す個別最適化の学び、協働的な学びを重要視した「令和の日本型学校教育」の実現を目指していきます。

そのために、ICT機器の「活用」が目的ではなく、教育の目標を達成するための手段としてICTを「活用」することを意識して、楽しくわかりやすい授業構成の転換を図っていくことを推進していきます。

日々進化する情報機器を計画的に導入し、ますます加速していくことが予測される情報社会に適応し、リードする子どもたちの育成を図ります。

※ 児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想

具体的取組

- ・教育情報機器の更新
-

⑤ 特別支援教育の推進

子ども一人一人は多様であり、障害の有無に関わりなく、誰もが自分に合った配慮を受けながら、共に学ぶことを教育理念とした、インクルーシブ教育[※]の充実が必要とされています。

共生社会の実現に向け、児童生徒の実態に応じ、通常学級と特別支援学級との交流活動や協働学習により、相互理解の取り組みを推進します。

また、就学前の段階から関係機関が連携して、児童生徒の支援等の共通理解を図り、個に応じた適切な特別支援教育の充実を図ります。

※ 障害の有無に関わらず、個人に必要な「合理的配慮」のもと、誰もが平等に教育を受ける仕組み

具体的取組

- ・保育所（園）、小学校、中学校、高校、特別支援学校、県など関係機関との連携強化

⑥ 次代を担う青少年の健全育成

情報端末機の普及により、青少年の心と行動が見えにくくなっており、特にSNS等のネット上のトラブルが懸念されています。学校、家庭、地域や関係機関が連携し、実態に応じた指導を通して、青少年の成長を支え、育てる取り組みを充実していきます。

また、子ども会などの団体活動や中高生を中心としたジュニアリーダーズクラブの活動を支援することにより、自主性、自律性を養うとともに互いに協力する大切さを学ぶなど生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。

さらに、国際交流を推進し、異文化の理解を深め、社会性、協調性、積極性を養い、生きる力を育む活動を充実させていきます。

具体的取組

- ・ 集団行動の中でのウォーキングの実施
 - ・ 交流都市の子ども会とのリーダー交歓会の実施
 - ・ 国際交流による異文化理解の促進
-

⑦ 食育の推進（再掲）

食育を通じて子どもたちが「食」に興味を持ち、健康で健全な食生活を実現し維持する力を養うとともに、子どもたちが地元生産者と直接関わることで、豊かな食文化の継承および発展、地場産食材の生産および消費を推進し、健康意識、食への感謝とあわせて郷土愛の醸成と地域の活性化を図ります。

農林漁業、加工・調理、廃棄食材利用に関する体験活動を推進するとともに、子どもたちが食について複層的に学ぶことができるよう、食に関する学びの時間を学校や保育所（園）生活の中に組み入れます。

具体的取組

- ・ 特産物の収穫・加工体験の推進
- ・ 特産物や伝統的な食文化に触れる味覚体験の推進
- ・ 安心安全な地場産食材の利用促進
- ・ 食に関する学びの時間の確保
- ・ 農林漁業など実体験

⑧ スポーツ施設の適正化

住民がスポーツを通じて、健康づくり、体力づくり、地域での交流を図ることにより、子どもから高齢者まで生涯を通じて日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

施設の利用者が安全にスポーツを楽しむことができるように施設の改修を進めていく一方、老朽化により危険な状態である施設の廃止を進めます。

またインターネットによるオンライン予約システムを活用し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図ります。

具体的取組

- ・三方体育館の耐震リフレッシュ工事
 - ・老朽化した施設の解体
 - ・オンライン予約システムの利用促進
-

⑨ 公民館等を活用した学習機会の拡大

知ること、技術を身につけることによって、新たな自分を見出すことは、老若男女を問わず、だれにとっても楽しい体験です。

中央公民館（リブラ若狭）を拠点とし、住民一人ひとりが自己の教養を深めるため、時代に即し、生涯を通じた学習が行えるよう情報発信や学習機会の充実を図ります。

また、地域活動の拠点として地区公民館の役割を充実し、生涯学習、人権教育に関する各種講座を開催するとともに、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進めます。

さらに、地域づくりに資する団体、働く世代、子育て世代などあらゆる世代が気軽に利用できる公民館を目指します。

また、公民館以外でも楽しく学び合う場が、町内のあらゆるところで展開され、「いくつになっても学ぶことは楽しいこと」という気運が高まるよう努めます。

具体的取組

- ・生涯学習講座の開催
- ・地区公民館施設の改修等
- ・地区公民館による各種講座、教室の開催
- ・地区公民館における各種活動団体の支援

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
ふるさと学習の実施学校率（小中学校）	100%	100%
生涯学習講座の開催数	年 0 回	年 2 回
体育館や公民館などの施設予約がオンラインで可能な施設割合	0%	100%
食育推進教室の実施率（小中学校）	90%	100%

(3) 豊かな自然の中で生きる力を育むまちづくり



■ 現状と課題

近年、人々の価値観が多様化する中で、子育てや家族のあり方にも大きな変化が見られ、児童虐待、情緒不安による問題行動の増加等が懸念される状況になってきています。

また、少子化により地域内の子どもの数も減少するとともに、家の中で一人でも楽しめる家庭用ゲーム機の普及等により、放課後や休日等に仲間と一緒に自然の中で、「見る（視覚）」「聴く（聴覚）」「触る（触覚）」「味わう（味覚）」「嗅ぐ（嗅覚）」の五感を感じながら体を動かす体験や、様々な人とのコミュニケーションの機会も少なくなっています。

しかしながら、いつの時代においても人間としての豊かさを子ども時代に築いておくことが、未来社会を創造していく原動力に繋がります。

若狭町は海・湖・里山など、多彩で豊かな自然景観があります。そういった自然を五感で感じ、味わい、その美しさや不思議さに気づいたり、自然を活かした遊びを通して、豊かな感性、好奇心や探究心を培うことは、生涯にわたり自分らしく生きる力の基礎となります。

子どもが本来持っている「自ら学び成長しようとする力」を育むためには、豊かな自然に接する機会を多く設け、自然環境や地域資源を活かした体験活動が重要です。そして「生きる力」を養うために、子どもの成功体験を積み重ね、自己肯定感を高める必要があります。

■ 施 策

① 自然を活かした保育の充実（再掲）

幼児期の豊かな体験が、その後の育ちの基礎になるといわれています。そのため、四季の移り変わりが与えてくれる変化を、あそび（生活）のなかで五感を使って感じ取り、自然に抱かれながら、水や砂、土、木、石、動植物など自然素材との関わりの中で、自らの力で遊びを発見し、広げ、深めて、仲間と一緒に遊びを作り出していき、自分が楽しむことを主体的に見つけていく活動が、幼児期には大切となります。

そこで、子どもたちが遊びたくなる園庭をはじめ、田や畑、山、川、海、湖、砂利道、原っぱなどのフィールドや、その中で生息する多様な生き物など恵まれた自然環境を十分に活かしながら、子どもの好奇心が高まるような体験を、保育の特徴としてこれからも取り入れていきます。また、地域資源もたくさんあり、梨や梅、さつま芋掘りなど、地域住民の協力を得て、地域との交流を大切に郷土愛の育みにもつなげていきます。

今後も保護者、地域住民と手を取り合い、豊かな自然のなかで、のびのびと活動し、子ども時代を子どもらしく生きる、そんな若狭っ子を育てます。

具体的取組

- ・ 自然を活かした保育（若狭里っ子保育等）の充実
- ・ 保育環境の整備
- ・ 保育者の資質向上

② 豊かな心を育てる特色ある体験活動の創出

生涯にわたる人間形成の基盤となる「生きる力」を育て、集団生活の中で個の特性に十分寄り添いながら、自主性、創造性、協調性を伸ばし、豊かな人間性を持った子どもを育成します。

これらを進めていくため、自然環境や地域資源、歴史文化資源を活用し、若狭町全体を体験活動のフィールドと捉え、四季を楽しみながら自然をたっぷり体験できる保育・教育を実施します。

保育所では、自然を相手に思いっきり遊び、そのおもしろさや生きていることの楽しさを友達とともに感じてもらうために、川遊びや山の散策などの自然体験活動やさつま芋掘り、梨の収穫、梅もぎなど、地域とのつながりを持った特色ある交流体験活動にこれからも取り組んでいきます。

小中学校では、学校や地域の特色を活かした体験活動を充実させていきます。自然や歴史の多様な姿を体感することにより、その意味や価値を探究し、自然、歴史、文化をより理解することにより、豊かな心を醸成していきます。

今後も、若狭町の豊かな自然の中で、様々な友達や体験活動を通して、主体的に遊び、地域に愛情をもつ心豊かな子どもたちを育てていきます。

具体的取組

- ・縄文体験・古墳関係体験学習の実施
- ・福井県年縞博物館・福井県里山里海湖研究所を利用・連携した自然・年縞関係体験学習の実施
- ・四季（通年）を通した自然の中での遊びの充実
- ・農産物の収穫体験（梅、梨、さつま芋、米等）
- ・農産物の加工体験（梅ジュース、吊るし柿等）
- ・地域の特色を活かした体験活動の充実

③ ふるさと学習および校外学習の推進（再掲）

豊かな自然、歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを高めていくとともに、地域を支える次世代の育成を進めていく必要があります。

学校において、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む活動を推進します。

また、体験を通して感じた地域の課題を解決するための方策を探求することで、ふるさとへの貢献意欲を育む心を育成します。

具体的取組

- ・地域の特色を活かした農業体験（田植えや梅もぎなど）の推進
- ・小中学校の校外学習バスの充実

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
ふるさと学習の実施学校率（小中学校） （再掲）	100%	100%
環境学習の実施学校数	年 1 校	年 2 校以上
若狭町歴史環境講座年間参加者数	228 人	270 人

(1) 住みよい集落づくり支援



■ 現状と課題

人口減少と少子高齢化の進行により、集落機能やコミュニティ機能の維持が困難になっていくことが予想されますが、そのような中でも機能を維持していくための手立てが必要です。

人口減少による空き家の増加は、景観の悪化や、瓦や外壁が飛散することによる周辺への危害を及ぼすリスクの増加が予想され、周辺の生活環境を事前に保全することが重要です。

一方では、空き家の活用も進んでおり、特に熊川宿においては、都市住民や移住者による古民家を活用したシェアオフィスやカフェなどの開設や、起業や副業を検討する町内の若者が生まれるなどして、熊川宿の賑わいの復活に一役を買っています。

空き家以外では耕作放棄地の増加が懸念され、担い手の高齢化による離農や、耕作条件が不利な農地において、耕作放棄地が増加する恐れがあることから、農業委員会等と連携した耕作放棄地への対策が必要となります。

これらの対策を実施し、住みよい集落づくりを実施していくためには、すべての住民が地域社会の一員として、互いに信頼し合い、尊重し合い、助け合いながら充実した生活を送ることができるよう、学校、地域、家庭、職域のほか様々な場を通じて、他者を思いやる豊かな人間性の育成を図る必要があります。

また、1つの方向に意見をまとめる際には、同じような年代・環境にいる人たちで、意見調整をするほうが、早く結論にいたる側面がありますが、多様な意見を活かすことで、課題に対する新たな切り口や解決法が見つかり、組織や地域が強くなり、イノベーションが生まれる場合があります。

このようなイノベーションを地域でおこすためには、地域で意思決定をする際に、少数派である若者やこれまでに意思決定の場に参加してこなかった女性たち、町外から移住してきた人なども含めた、多様な意見を地域づくりに反映させることが重要です。

■ 施 策

① 集落活動の活性化支援（再掲）

人口減少が急速に進行する中、今後も暮らし続けられる集落となるためには、住民と行政が個別に課題に取り組むのではなく、適切に役割を分担しながら、協力して取り組むことが大切です。

地域での活動に対する支援を行い、地域活動を行う各種団体や他集落等との連携強化を促し、地域コミュニティ活動の活性化や複数集落が連携した活動への支援を推進していきます。

あわせて、コミュニティの維持・向上を担う人材育成を進めるほか、集落の地域条件や実情に合わせた、更なる活性化の取り組みを促進していきます。

具体的取組

- ・ 集落のコミュニティ活動に必要な備品等購入費用の補助の継続
- ・ 集落環境を向上させるための作業に必要な原材料費や重機借上料の補助の継続
- ・ 複数集落で取り組む活動の集約化・共同化に対する補助

② 地域づくり協議会の活動支援（再掲）

若狭町では、地区ごとに地域づくり協議会を設置し、地域住民が集い、みんなで話し合い、考え、力を合わせた取り組みを行う仕組みづくりとその実践を行っています。

今後も地域づくり協議会が中心となり、住民自ら取り組む住民自治や、地域の歴史文化の継承、そして、人と人を繋ぎ、互いを支え合い、住民と地域社会を元気にしていく取り組みを進めていきます。

この地域づくり協議会は、住民と町が一体となった「協働のまちづくり」の骨格であり、若狭町の中長期的な地域づくりを進めていくための原動力となるものです。

地域づくりの中心となる人材の育成や団体の活性化のため、リーダー育成研修や地域の問題解決に向けた取り組みに対して支援し、町と地域づくり協議会との協働により、地域づくり意識の高揚と地域課題の解決を図ります。

具体的取組

- ・ 地域づくり協議会の運営
- ・ 地域づくりリーダーの育成
- ・ SDGs 地域づくり交付金の継続

③ 老朽空き家対策

空家等対策協議会による空家等対策計画に基づき、自主的な空き家等の適正管理を促すとともに、管理不全状態にある空き家等については、関係機関と連携し、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう所有者等へ助言または指導を行っていきます。

また、老朽化した空き家の除却を支援することにより、集落内の住環境の保全を図ります。

さらに、空家等対策協議会が中心となって、新たに空き地情報バンクの設置に向けた具体的な検討を進め、老朽危険空き家等の除却後の跡地活用のさらなる推進を図ります。

具体的取組

- ・ 空き家と住まいの何でも相談会の開催
- ・ 管理不全家屋等の所有者調査
- ・ 特定空家等に対する助言、指導等
- ・ 老朽空き家等の除却支援
- ・ 空き家情報バンクによる情報発信の充実
- ・ 空き地情報バンクの設置
- ・ 相続土地国庫帰属制度の周知

④ 耕作放棄地対策（再掲）

耕作条件不利地や離農により、耕作放棄地が増加しています。こうした中、担い手の育成や農地が有する多面的機能の維持・向上を図り、耕作放棄地の防止と解消に努めるとともに、有害鳥獣のすみかとならないような対策をすることで、農作物被害の防止に努めます。

また、農業委員等による定期的な農地パトロールの実施と農家からの農地利用意向調査の結果を踏まえ、委員等による農地相談等を行い、農地の出し手・受け手双方の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続きを推進していくことで耕作放棄地の減少に努めます。

さらに、農地や農業用水などの生産基盤について良好な管理を図るため、土地改良区などを支援するとともに、施設の長寿命化対策を図るなど、効率的かつ安定的な農業経営の確立に努めます。

具体的取組

- ・ 農地保全に資する活動への補助（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度）
- ・ 鳥獣被害対策の実施
- ・ 農業委員等による農地相談等の実施
- ・ 農地中間管理機構との連携
- ・ 農業生産基盤施設に対する、地域活動支援および施設長寿命化対策の実施

⑤ 誰もが平等な社会の推進

人口減少と少子高齢化が進む一方で、個人の価値観が優先され、多様な価値基準があふれています。全ての人々が差別されることなく、幸せを感じ、住みやすい町にしていくためには、性別や年齢、国籍等に関わらず、全ての人々が地域や職場、家庭において、その人らしく得意分野を活かして活躍することができる町でなければなりません。

また、差別やいじめ等を防止し、他者を思いやる豊かな人間性の育成も重要であり、人権意識高揚大会の開催、人権メッセージの募集等を通して、人権について考える機会を創出するとともに、学校、地域の公民館等と連携して、人権問題に対する正しい理解と意識の高揚を図る人権教育を推進します。

あわせて、人権意識啓発や教育、福祉に関する事業等と連携し、互いを尊重する意識の醸成を図り、意欲のある人が何にでもチャレンジできる雰囲気と体制づくりを推進していきます。

また、社会での役割や介護、子育てなど家庭における役割により、地域活動等に参画しづらい人や、その他少数派の意見が埋もれることなく、しっかりと意見を取り入れられる仕組みも大切です。行政や地域などの活動において、少数派の人たちの意見にも耳を傾ける意識が持てているかを確認し、住民とともに柔軟にその意識や取り組みを向上させていきます。

具体的取組

- ・ 互いの価値観を認め、互いを尊重する意識の醸成
- ・ 少数派の意見にも耳を傾ける仕組みづくりの推進
- ・ 意欲のある人が何にでもチャレンジできる体制づくりの検討
- ・ 人権意識高揚大会の開催
- ・ 人権メッセージの募集、表彰

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
老朽危険空き家除却支援数	—	18件（純増分）
老朽危険空き家等の除却後の跡地活用件数	—	3件（純増分）
1号遊休農地面積（再掲）	12ha	7ha
各公民館における人権研修の開催数	年0回	年1回

(2) 郷土愛の醸成



■ 現状と課題

先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に多く触れる機会を持つことにより、郷土に対する理解を深め、ふるさと若狭町に誇りや愛着心を持つことにつながります。

しかし、昨今の社会情勢では、地域の人々と関わる機会が減少し、地域コミュニティの希薄化が指摘されており、歴史、文化、自然等に触れる機会も減少傾向にあります。

学校でのふるさと学習や体験活動を通じて、地域の人々と関わりを持ち、郷土を理解し、誇りや愛着心を持った心豊かな子どもの育成を図る必要があります。

また、人が豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、「食」も重要な要素であり、子どもたちが「食」に興味を持ち、健全な食生活を実現する力を養うとともに、地元生産者と直接関わり、地域の豊かな食文化や地場産食材の理解を進めることで、地元への愛着を形成することも重要です。

■ 施 策

① 食育の推進（再掲）

食育を通じて子どもたちが「食」に興味を持ち、健康で健全な食生活を実現し維持する力を養うとともに、子どもたちが地元生産者と直接関わることで、豊かな食文化の継承および発展、地場産食材の生産および消費を推進し、健康意識、食への感謝とあわせて郷土愛の醸成と地域の活性化を図ります。

農林漁業、加工・調理、廃棄食材利用に関する体験活動を推進するとともに、子どもたちが食について複層的に学ぶことができるよう、食に関する学びの時間を学校や保育所（園）生活の中に組み入れます。

具体的取組

- ・ 特産物の収穫・加工体験の推進
- ・ 特産物や伝統的な食文化に触れる味覚体験の推進
- ・ 安心安全な地場産食材の利用促進
- ・ 食に関する学びの時間の確保
- ・ 農林漁業など実体験

② 歴史文化遺産や自然を活かした環境学習の推進

若狭町には、縄文時代の鳥浜貝塚に始まり、古墳時代の上中古墳群、近世になって発展した鯖街道熊川宿をはじめとする歴史文化遺産が豊富です。また国名勝・ラムサール条約湿地三方五湖、日本のおいしい水百選の瓜割の水等、自然遺産にも恵まれています。これら有形の遺産は、集落単位、あるいは小学校区単位で地域の人々が守り伝えてきたものであり、特に次世代の子どもたちに対して、学校教育・社会教育との連携によって受け継がれていくべきものです。

小中学校を通じて、歴史文化遺産・自然を活かした環境学習を進め、郷土の先人たちが守り築いてきた地域やその営みを学び、さらに次の世代へと伝統や命、豊かな自然を守り受け継いでいくことの大切さや、自分たちにできることは何かを考えるきっかけをつくり、郷土愛や自立心、環境保護の意識の醸成を図っていきます。また、学校だけでなく、地区公民館をはじめとする地域施設や博物館等の行政機関と連携した学習活動を推進していきます。

具体的取組

- ・ 小中学校の総合的な学習の時間による地域環境学習の推進
- ・ 公民館講座・行事等による歴史文化遺産・自然を活かした環境学習の推進
- ・ 地域の歴史文化・自然遺産をテーマとした若狭三方縄文博物館・若狭町歴史文化館企画展示、若狭町歴史環境講座の実施
- ・ 福井県年縞博物館・福井県里山里海湖研究所と連携した地域環境学習の実施
- ・ 学校における日本農業遺産の授業の推進

③ 豊かな心を育てる特色ある体験活動の創出（再掲）

生涯にわたる人間形成の基盤となる「生きる力」を育て、集団生活の中で個の特性に十分寄り添いながら、自主性、創造性、協調性を伸ばし、豊かな人間性を持った子どもを育成します。

これらを進めていくため、自然環境や地域資源、歴史文化資源を活用し、若狭町全体を体験活動のフィールドと捉え、四季を楽しみながら自然をたっぷり体験できる保育・教育を実施します。

保育所では、自然を相手に思いっきり遊び、そのおもしろさや生きていることの楽しさを友達とともに感じてもらうために、川遊びや山の散策などの自然体験活動やさつま芋掘り、梨の収穫、梅もぎなど、地域とのつながりを持った特色ある交流体験活動にこれからも取り組んでいきます。

小中学校では、学校や地域の特色を活かした体験活動を充実させていきます。自然や歴史の多様な姿を体感することにより、その意味や価値を探究し、自然、歴史、文化をより理解しすることにより豊かな心を醸成していきます。

今後も、若狭町の豊かな自然の中で、様々な友達や体験活動を通して、主体的に遊び、地域に愛情をもつ心豊かな子どもたちを育てていきます。

具体的取組

- ・縄文体験・古墳関係体験学習の実施
- ・福井県年縞博物館・福井県里山里海湖研究所を利用・連携した自然・年縞関係体験学習の実施
- ・四季（通年）を通した自然の中での遊びの充実
- ・農産物の収穫体験（梅、梨、さつま芋、米等）
- ・農産物の加工体験（梅ジュース、吊るし柿等）
- ・地域の特色を活かした体験活動の充実

④ ふるさと学習および校外学習の推進（再掲）

豊かな自然、歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りを高めていくとともに、地域を支える次世代の育成を進めていく必要があります。

学校において、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む活動を推進します。

また、体験を通して感じた地域の課題を解決するための方策を探求することで、ふるさとへの貢献意欲を育む心を育成します。

具体的取組

- ・地域の特色を活かした農業体験（田植えや梅もぎなど）の推進
- ・小中学校の校外学習バスの充実

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
食育推進教室の実施率（小中学校）（再掲）	90%	100%
ふるさと学習の実施学校率（小中学校）（再掲）	100%	100%
環境学習の実施学校数（再掲）	年 1 校	年 2 校以上
若狭町歴史環境講座年間参加者数（再掲）	228 人	270 人

(3) 移住・定住・Uターンの促進



■ 現状と課題

本町の国勢調査ベースでの令和2年10月1日現在人口は、14,003人となり、前回調査（平成27年）の15,257人と比較して1,254人（8.2%）減少しました。全国的に人口減少が進行していますが、若狭町は、県内で最も減少率が大きいという結果となりました。

人口減少の進行は、地域活力の低下、集落自治機能の低下、土地の荒廃、税収の減少による公共サービスの縮小など多方面に影響が及ぶことから、人口減少の進行を抑制することが喫緊の課題となっています。

特に社会減の要因としては、大学への進学や就職の時期にあたる20歳前後の若者の転出が多く、転出したまま帰ってこないことが挙げられます。

町内に大学等がないことを考えると、20歳前後の若者の転出を抑えることは難しいことから、卒業後にUターンしてもらうなど転入を増やしていく施策が重要となってきます。併せて、若狭町在住の若者に対しても定住に繋がる施策の展開が必要です。

住環境などの魅力アップを図ることと、若者へ若狭町の良さを情報発信することで、若者に選ばれる若狭町を目指す必要があります。

■ 施 策

① 移住・定住・Uターンの促進

進学により転出した若者が、1人でも多く戻ってきてくれるように、魅力ある企業を誘致するとともに、若狭町へUターン定住した若者に対し、奨学金返還額の一部を助成します。

また、町外に進学した学生に町の特産品を支援品として送ることで、若狭町の良さを再認識してもらうとともに、学生との繋がりを維持していきます。支援品を送る際に、若狭町の企業情報も伝えることで、就職先の選択肢として若狭町を入れてもらうきっかけを作ります。

移住促進としては、首都圏や大阪で開催される移住相談会においても、魅力的な海・湖・山、その自然いっぱいの中での子育てや、都会との距離感の良さなどをPRしていきます。

住環境整備については、自然再生可能エネルギーやIoT[※]導入したスマートエリアモデル分譲地を開発するとともに、空き家のリフォームを補助し、移住定住の促進に繋げていきます。

また、地域おこし協力隊を受け入れることで、人口増と併せて町の活性化に繋がります。

※ モノにセンサーを付けることによって、モノの位置情報やモノの状態またはその周りの環境状態をインターネット等を通じて、そのモノを見に行かなくてもパソコンでデータを確認することができたり、データを蓄積することができたりようになること

具体的取組

- ・奨学金返還支援の継続
- ・学生への特産品支援の継続
- ・企業情報の発信強化
- ・良質な分譲地開発
- ・空き家、空き地情報の提供強化
- ・空き家リフォーム補助の継続
- ・移住支援金の継続・充実
- ・地域おこし協力隊の受け入れ推進

② 空き家を活用した定住促進や地域活性化

空き家物件情報をホームページで公開し、情報発信を積極的に行うとともに、空き家リフォームに対して補助していくことで、U・J・Iターン者の住まいの受け皿として、空き家の活用を推進していきます。

また、空き家の移住体験用住宅や店舗等への改修に対し支援を行うことで、にぎわいを創出し、地域活性化を図ります。

具体的取組

- ・空き家のリフォーム補助
- ・移住体験用住宅等へのリノベーション補助
- ・古民家、空きテナント等を活用した創業支援

③ 分譲宅地開発

若者のU・Iターンや定住を促進させるために、次世代の住環境モデルとなるような分譲宅地の開発を進めます。

将来を見据え、生活に必要な機能（交通、学校、商業施設等）が近接したエリアにおいて、集落内に点在する空き地を有効活用しながら、自然再生可能エネルギーやIoTを導入し、効率的で持続可能なスマートエリアモデル分譲地を開発します。

具体的取組

- ・ 上中駅近郊エリアにおけるスマートエリアモデル分譲地の開発
 - ・ 三方地区における新たな分譲地開発の検討
-

④ 婚活施策の充実

婚姻件数は、人口減少や進学等による若者の転出の増加により年々減少傾向にあり、若者の未婚率も増加しています。また、女性の社会進出の進行や、個人の価値観の多様性から、結婚相手に求める魅力や価値観のミスマッチが増え、結婚が困難となっていることも婚姻数の減少や未婚率の増加の一因だと考えられます。

人口減少・少子高齢化の原因ともなっている未婚率の増加に歯止めをかけ、自然減の抑制、その先の自然増への転換に向けて結婚支援策を実施することは急務の取り組みであり、県やふくい婚活サポートセンターなど関係機関と連携しながら、結婚を希望する方の支援を行っていきます。

また、経済的な不安から、結婚を躊躇する若者も一定数いることが想定されることから、新生活に必要な経費や、将来的に必要となる子育てに係る経費について支援できる取り組みも充実させていきます。

具体的取組

- ・ 県、ふくい婚活サポートセンター等関係機関・企業との連携
- ・ 結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の支援

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
転入者数－転出者数	-182 人	0 人
新規分譲地開発数（再掲）	0 団地	1 団地
移住体験用住宅リフォーム補助件数	—	3 件（純増分）
空き家、空きテナント等を活用した創業支援件数	—	5 件（純増分）
婚姻数（直近 3 ヶ年平均）	42 組	60 組
地域おこし協力隊受入延べ人数	9 人	12 人

(4) 急激な社会環境変化への対応



■ 現状と課題

近年、急激な社会環境の変化への対応を求められた事象として、地球温暖化等の影響により頻発する災害、新型コロナウイルス感染症、不安定な国際情勢の影響、急速に発展していくICTなどが挙げられます。

地域防災については、日本列島各地で自然災害が多発しており、また、少子高齢化等の進展もあり、万が一に備えた防災力の強化と危機管理能力の強化が求められており、更なる防災体制と整備の充実に努める必要があります。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症対応については、社会全体での感染予防対策、予防接種、医療体制整備など課題の多い事象となっており、新興感染症の発生や長期化により引き起こされる健康課題に対し、全庁体制で対応にあたる必要があります。そして住民自らが命と健康を守る力をつけることがとても重要になっています。

急速に発展していくICTへの対応については、民間事業者により提供される各種サービスを、スマートフォンやパソコンを使って利用することが急速に普及しており、また、町内でもCATVによる高速インターネット接続サービスの提供が一部地域では開始され、これらの民間サービスを快適に利用する環境が整いつつあることから、ますますDX※による住民の利便性および行政サービスの向上が重要となってきています。

※ デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取り組み

■ 施 策

① 健康危機管理体制づくり

住民が自らの命や健康を守る行動ができるよう、日頃からの感染症対策や健康情報の発信を行います。

様々な災害や住民の健康を脅かす事象が起こった時は、住民の命や健康を守るために、対策本部がその規模に応じて判断しながら、全庁体制で健康危機管理に当たります。また、県と連携して体制を整え、適切な対応に努めるとともに、平常時から会議や訓練を通し、その対応力の強化に努めます。

具体的取組

- ・災害等における全庁体制での健康危機管理体制を構築
- ・住民への感染症対策や健康情報の発信
- ・新型コロナワクチン接種の円滑な実施
- ・平時からの県（保健所）との連携、訓練等を通じた対応力の強化

② DXによる住民の利便性および行政サービスの向上

各種申請・申込が、スマートフォンなどとマイナンバーカードを活用してインターネットから行えるように、オンライン申請システムにより受付可能な手続きを増やします。

また、体育館や公民館などの公共施設の使用予約についても、インターネットから予約状況の確認や、使用申請をオンライン施設予約システムで行えるように準備を行います。

窓口での手数料や、博物館などの入館料について、クレジットカードや電子マネーなどでの支払いができるキャッシュレス決済システムの導入を推進します。

具体的取組

- ・オンライン申請システムの活用
- ・オンライン施設予約システムの活用
- ・窓口などにおけるキャッシュレス決済の実施

③ 防災体制の整備と防災意識の高揚（再掲）

様々な災害に即応できるように、職員の対応能力を高めるとともに、初動体制から対策本部体制時において対応できるよう危機管理体制の強化に努めます。

自主防災組織の組織化と活動推進のために、必要とする防災資機材への購入補助などの活動支援を行い、地域住民の自主的な防災活動の充実を図るとともに、県の防災アプリ等の活用や、屋外防災スピーカーを整備し、地域住民への災害情報が迅速に伝わるよう体制整備に努めます。

防災に関する知識と技術を有する防災活動等の指導的な役割を担う防災士の資格取得を推進し、地域防災力の向上に努めます。

高齢者や障害者など、災害時の避難行動が困難である避難行動要支援者の状況を定期的に把握するとともに、個別避難計画を作成し、円滑かつ迅速な避難が図られるよう努めます。

被災時においては、ボランティアや支援団体の柔軟な受け入れに努めます。

また、原子力発電所の事故に備えて、安定ヨウ素剤の事前配布や、国および福井県との連携を強化し訓練等に取り組み、事故発生時における、迅速かつ適正な対応により、住民の安全確保に努めます。

住民に対して原子力に対する知識、理解の普及に努めるとともに、準立地町として原子力発電所の安全運転と安全体制の監視充実に努めます。

具体的取組

- ・水防訓練および防災訓練の実施
- ・ボランティアセンターの運営訓練
- ・自主防災組織に対する活動支援
- ・防災士の資格取得の推進
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成
- ・国および県と共同による原子力防災訓練の実施
- ・希望者への安定ヨウ素剤の事前配布の実施
- ・原子力防災訓練の実施
- ・原子力に対する知識、理解の普及

■ 評価指標（KPI）

指標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
防災・危機管理の専門職の配置	未配置	配置
屋外スピーカーの整備	未整備	整備
行政手続きのオンライン申請数	15 手続き	200 手続き
体育館や公民館などの施設予約がオンラインで可能な施設割合（再掲）	0%	100%
防災士数（再掲）	93 名	130 名

(1) 文化芸術を楽しめるまちづくり



■ 現状と課題

若狭町には、パレア若狭をはじめ、縄文博物館、歴史文化館、二つの町立図書館など身近な場所で文化芸術に触れ、親しむことができる施設があります。

文化芸術については、若狭町文化協会や各地域づくり協議会などが中心となり、芸術鑑賞や発表の場が設けられ、新しい仲間づくりの場、交流が生まれる機会も増えてきました。

自然・歴史文化については、水月湖年縞に始まる長い自然・歴史文化の蓄積も、若狭町が誇れる特徴の一つですが、町内住民活動団体として、若狭熊川宿まちづくり特別委員会（熊川宿）、ハスプロジェクト推進協議会（三方五湖周辺の自然）、若狭三方縄文博物館友の会 DOKIDOKI 会（縄文文化）、若狭町の語り部（町内歴史文化）、歴史文化館サポーターの会（古墳文化）等が、それぞれの自然・文化を対象とした活動を進めています。

伝統文化については、集落を単位とする氏子や住民によって毎年同時期に伝統文化行事が行われ、それぞれ保存会により継承されています。一部祭礼の芸能では、町内外での公演を積極的に行っている団体もあります。

しかしながら、近年、地域の少子高齢化による後継者不足や地域コミュニティの変化により、簡素化にとどまらず、途絶えたものや存続の危機にある伝統文化もあります。特に令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響で、やむを得ず内容を変更・休止した行事もあり、令和4年時点で復活できていないものが多くあります。

学校教育の場では、これらの文化を学ぶ機会が設けられています。子どもたちが地域の文化を学ぶ機会としては、社会科における地域学習や、地理・歴史分野での学習で身近な自然や史跡等を学ぶ機会があります。町営の縄文博物館・歴史文化館、県営の海浜自然センター・年縞博物館等の展示施設での見学・解説・体験学習等によってさらに詳しい学習が進められています。場合に応じて、職員による現地説明も合わせて行われています。

文化芸術を身近に感じ、誰もが健康で文化的な生活を実感できる機会を今後も増やしていくためには、文化芸術活動による住民の交流と地域の活性化を促進するとともに、文化芸術が持つ社会包摂機能を活かし、多様性を尊重し広い視野を持つ人材の育成と、民間活力を活かした地域の文化芸術の継続、発展が求められます。

■ 施 策

① 伝統文化の保存・継承

町内には神社・仏閣や民間信仰にまつわる祭りや行事（伝統文化と総称します）が数多く残っています。中でも国選択無形民俗文化財 4 件、県指定無形民俗文化財 12 件、町指定無形民俗文化財 16 件に代表されるように、県内で最も濃密に伝統文化を保存・継承しているのが若狭町といえます。

伝統文化は、毎年決まった時期・場所・参加者・内容でくり返されていることにこそ、価値があります。このくり返しの中に、集落を核とした地域づくりのための社会的役割や、子どもたちへの教育力が含まれています。

平成 20 年（2008 年）、こうした伝統文化の意義を見直し、次代へ継承していくことを目的とした住民による組織「若狭町伝統文化保存協会」が発足しました。

若狭町伝統文化保存協会は、伝統文化の保存・継承のための支援や補助を行っており、伝統文化の公開・発表の場の創出、町内伝統文化保存団体間の交流促進活動、伝統文化に関する講演会や講座の開催、伝統文化の調査研究など保存・継承のための様々な活動を実践しています。

町としては、この住民組織である「若狭町伝統文化保存協会」の運営を支え、無形民俗文化財としての保存・継承が必要な場合、町による直営事業および補助事業を実施します。

具体的取組

- ・住民組織「若狭町伝統文化保存協会」への運営支援
- ・伝統文化の保存・継承のための支援
- ・伝統文化の公開・発表の場の創出
- ・町内の伝統文化保存団体間の交流の場の創出
- ・伝統文化に関する講演会や講座の開催
- ・伝統文化の調査研究
- ・無形民俗文化財の保存・継承

② 文化芸術を担う“人財”の育成・支援

文化芸術を通して、創造（想像）する力を養い、新しい時代、新しい町をつくるプレーヤーの育成、また、共に活動する新しい仲間づくりの場となるよう、様々な立場の人々が集い、交流が生まれる機会の創出により、文化芸術を担う“人財”の育成・支援を図ります。

縄文博物館では、展示説明員や歴史文化館サポーターの会会員を対象とした勉強会を開催し、新規会員加入の機会を提供していきます。

具体的取組

- ・地域の文化芸術に触れる（知る）機会づくり
- ・分野を問わず優れた文化芸術に触れる（知る）鑑賞機会づくり
- ・文化団体や学生など住民が主体となって活躍できる環境づくり
- ・展示説明員や歴史文化館サポーターの発掘、育成

③ 学び楽しむ文化、芸術環境づくり

文化芸術には、子どもから大人まで、あらゆる年代や立場の人々が新しい発見と感動を共有できる力があります。また、優れた文化芸術を体感する中で、感性や創造性を磨き、心豊かな人間性を育むことや、文化芸術活動を通して新しい芸術文化の創造と新たなコミュニティの形成を図ることができます。

町内にある数多くの文化施設や文化遺産等を有効に活用し、生涯にわたり人々が文化芸術に親しみ学び続ける機会を提供します。

また、誰もが安心して利用できる施設として機能維持に努めるとともに、時代に即した機器への更新、導入など利用者の利便性、満足度の向上を図ります。

若狭町歴史環境講座として、町内の自然・歴史を対象とした学び楽しむ歴史環境講座を毎年開催していきます。三方五湖・縄文文化・古墳文化・町並み・民俗文化・その他町内の歴史文化遺産（文化財）に係るテーマも加えて一般対象の講演会や現地見学会、公演を開催します。

学校の遠足や校外学習の際、町内各展示施設での見学・解説・体験学習等の実施や出前事業を実施します。

具体的取組

- ・乳幼児から音やことばに触れあう環境づくり
- ・学校や保育所等にアーティストや学芸員を派遣
- ・分野を問わず優れた文化芸術に触れる（知る）鑑賞機会づくり
- ・地域の様々な機関と連携し、分野を横断した新しい文化芸術を発信
- ・学校や家庭、地域と連携し、読書推進活動を支援
- ・縄文博物館・歴史文化館での様々な企画展示や特別展示の開催
- ・歴史環境講座の開催
- ・縄文博物館での勾玉づくり・土笛づくり・火おこし体験等の体験講座
- ・史跡等の現地説明や学校等での出前授業の実施

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
パレア若狭年間入場者数	124,000 人	200,000 人
若狭町立図書館図書貸出数	147,000 冊	200,000 冊
縄文博物館年間入館者数	28,563 人	35,000 人
縄文博物館体験講座年間参加者数	3,188 人	4,000 人
縄文博物館年間利用団体数	112 団体	150 団体
若狭町歴史環境講座年間参加者数	228 人	270 人

(2) 豊かな自然環境の保全・活用



■ 現状と課題

若狭町は、若狭湾国定公園に面するとともに、国際的に重要な湿地の保全等を定めたラムサール条約登録湿地の「三方五湖」、近畿一美しい川とされる1級河川「北川」、名水百選に選定された「瓜割の滝」等、先代から受け継いだ美しい自然と水資源豊富な町です。

近年、全国各地で発生している災害は、気候変動によると思われる台風や線状降水帯によって引き起こされた土砂災害や河川の氾濫等の水に関連した災害が多くみられます。若狭町でそのような災害が発生した場合、水資源に多大な影響を与えることとなります。

気候変動の原因となっている温室効果ガスを抑制するためには、脱炭素社会の実現が必要です。脱炭素社会の実現には、町全体的な取り組みのほか、個人の日常生活上で環境意識を変化させ浸透させていくことが重要です。

また、若狭町の海岸には、毎年多くの海洋ごみが流れ着いています。ごみは多種多様なものが漂着しますが、主なものとして廃プラ・流木・漁網・ロープ等であり、ほとんどが海外からの漂着ごみです。中でもマイクロプラスチックは、流木等の自然物と比べ、より優先的に対処する必要があります。

この海洋ごみは、海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げなどに繋がるため、海岸管理者による適切な処分が必要不可欠です。

里山においては、所有者が山林に携わることが少なくなっていることから、森林の環境保全が保たれなくなり、災害時に立木等が流出する被害が懸念されます。

森林環境譲与税を活用して里山保全、森林環境の保全を行っていくことが重要となります。

■ 施 策

① 脱炭素社会の実現

世界の平均気温は 2020 年時点で、工業化以前（1850 年～1900 年）と比べ、約 1.1℃も上昇し、この気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予想されています。気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動や日常生活に伴い排出されています。

この温室効果ガスに関しては、国民一人ひとりの衣食住や移動といったライフスタイルに起因する温室効果ガスが国全体の排出量の約 6 割を占めるという分析もあり、国や自治体、事業者だけの問題ではありません。

温室効果ガスを削減し、脱炭素社会を実現化するためには、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーの導入に取り組むことが有効な手段として挙げられます。ただし、気候や風土等、その土地の条件を十分考慮し、その条件に適した再生可能エネルギーを取り入れることが重要です。

若狭町では、公用車をEV化し、公共施設に再生可能エネルギーを取り入れるなど、見本を示すことで、個人や企業に対して再生可能エネルギー導入への誘導や脱炭素社会への意欲の高揚を図ります。

具体的取組

- ・脱炭素社会の実現に向けた計画策定
- ・公共施設の創エネ推進（太陽光発電装置や蓄電池の設置）
- ・公用車のEV化
- ・再生可能エネルギーの普及促進

② 森林環境の保全

台風や豪雪等の自然災害の影響により、河川上流部の森林を中心として、沢に倒れ込んだ倒木等が、流木等の二次災害を発生させる危険があることから、森林環境譲与税を活用して、河川上流部を中心に伐採や撤去等の森林整備を実施することで、森林環境の保全を図ります。

また、豊かな自然環境の創出として、森林や木への関心が世代を問わず薄れていることから、町内における森林に関する体験学習活動や木育活動へ補助を実施することで、町内の豊かな森林資源の活用および普及を行います。

具体的取組

- ・沢沿いの倒木等による被害防止の森林整備を実施
- ・森林に関する体験学習活動（植樹活動等）や木育活動への補助

③ 海岸漂着ゴミへの対応

地域住民によって漂着ごみの回収、運搬、処分を行ってもらうことで、環境保全への意識を高めてもらうとともに、貴重な観光資源である海岸の景観美化により、観光客からのイメージアップを図ります。

海岸漂着物の放置は、これに便乗して不法投棄する者が現れるため、適切な時期に実施します。

そのほかにも海外から、注射器や液体が入ったままのポリタンクなど、危険性のある物体が漂着した場合にも安全に対処し、関係機関と連携して処分していきます。

具体的取組

- ・管理者と地域住民との協働による海岸漂着物回収事業の実施
- ・ボランティアによる海岸一斉清掃の実施

④ 環境汚染の防止

環境汚染とは、海洋、土壌、大気等の自然環境が有害物質によって汚染されることであり、一般には人間活動によるものとされています。

その環境汚染と人間活動の関係は日々の生活に密接に繋がるものであり、自動車等から排出される大気汚染物質による大気汚染、不法投棄された生活ごみの有害物質による土壌汚染、その不法投棄ごみが海にたどり着くことによる海洋汚染と様々です。

特にプラスチックは海洋汚染の問題の原因となっていることから、プラスチック製品を紙や段ボール製等の自然由来の再生可能資源を原料としたものや、天然資源をプラスチックに混ぜてプラスチック使用量を減らした素材のもの等への代替案を示し、住民に啓発普及することで、プラスチック製品から環境負荷の低減に繋がる適切な代替品へ切り替えを図ります。

また、工場等に対し公害防止の啓発および指導を強化し、快適な生活環境保全に努めます。

なお、農業の農薬や化学肥料による湖や河川への影響に関しては、三方五湖自然再生協議会の「環境に優しい農法部会」や「湖と田んぼのつながり部会」等と連携し、減農薬・減化学肥料農法や有機農法等、環境に配慮した農法を推進していきます。

具体的取組

- ・資源化ごみの分別収集
- ・プラスチック製品に変わる代替品の提案
- ・ボランティアによる地域の一斉清掃の実施
- ・減農薬・減化学肥料農法や有機農法等の推進

⑤ 三方五湖、北川の保全

三方五湖流域とその周辺地域における自然環境については、「三方五湖自然再生協議会」が中心となり、保全・再生の取り組みを推進します。

また、福井県海浜自然センターや福井県里山里海湖研究所等の専門機関と連携し、三方五湖等の研究・調査を進め、生態系維持に努めていきます。

湖や河川の水質対策としては、家庭でできる生活排水改善の推進のほか、流域での減農薬・減化学肥料農法や有機農法等、環境に配慮した農法を推進していきます。

具体的取組

- ・ 減農薬・減化学肥料農法や有機農法等の推進
- ・ ボランティアによる三方五湖一斉清掃の実施
- ・ 三方五湖のヒシ対策強化

⑥ 環境学習の実施

近年、人口が減少しているにもかかわらず、ごみの量は増加しています。今まで以上にごみの分別や3R、いわゆるリデュース(発生抑制)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再資源化する)、および食品ロスの削減を徹底し、ごみ減量化を推進する必要があります。そこで、小中学校等を対象に廃棄物処理施設の現場見学に合わせて環境学習を実施し、一人ひとりのごみに関する環境保全意識を高めていきます。

また、海洋ごみに分類されるもののほか、日々の生活で利用されている家庭用品や購入時の包装材等にはプラスチックが使用されています。それらのものが使用后、適正に処理されず、流出することによって、最終的に海へたどり着き、海洋プラスチックごみとなります。

この問題に対しては、海岸沿いの地域住民だけでなく、清掃後の綺麗な海岸を利用する内陸の住民にも広く環境学習を実施し、地域住民と海岸利用者が一体となってごみの削減、適切な処理ができるように啓発に努めます。

具体的取組

- ・ 町内小中学校への環境学習の実施
- ・ 広報紙等による環境問題に関する住民意識の啓発
- ・ ごみ処理施設の見学およびごみの分別・減量化に関する学習の実施
- ・ ボランティアによる海岸一斉清掃の実施

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
公共施設への太陽光発電装置と蓄電池の設置箇所数	5 箇所	7 箇所
公用車へのEV車導入台数	0 台	15 台
海岸漂着物回収処理の回数	年 10 回	年 16 回
海岸一斉清掃活動の実施地区数	年 0 地区	年 1 地区
環境学習の実施学校数	年 1 校	年 2 校以上
沢沿いの倒木被害発生防止対策箇所数	0 カ所	11 カ所

(3) 歴史文化遺産の保存・活用



■ 現状と課題

町内各集落に歴史文化遺産として、有形・無形の地域の財産（文化財と総称します）が数多くあります。国・県・町による指定等文化財は 197 件、それ以外のものを含めて 485 件（令和 4 年 8 月 2 日現在）となり、県内 5 番目です。

水月湖年縞（過去 7 万年間）、鳥浜貝塚（縄文時代）、上中古墳群（古墳時代）、仏像彫刻等（平安時代以降）、大音家文書（鎌倉時代以降）、熊川宿（戦国時代～現代）、鳥浜酒造店舗兼醸造所（近代）等、どの時代においても国内有数の貴重で多様な文化財があり、三方五湖等の自然名勝、王の舞、六斎念仏、戸祝いといった無形民俗文化財も継承されています。自然、交流、信仰に育まれた、地域のくらしを形成する身近な文化財が多いのが若狭町の特徴です。

若狭町の歴史文化遺産（文化財）の情報は、町ホームページに掲載された情報の他、『小浜市・若狭町歴史文化基本構想』や『若狭町文化財保存活用地域計画』に詳しく掲載されていますが、広く一般への周知啓発が十分であるとは言えない状況です。

他にも歴史文化遺産の十分な調査と掘り起こし、文化財と周辺環境への理解促進、滅失・改変の進行抑制、災害への対策、地域の誇りと活力に繋げる仕組みづくり、価値を総合的に守り活用する仕組みづくり、文化遺産を身近に感じてもらう仕組みづくり、地域内外への情報発信、保存活用体制の充実、行政・地域等の協働などの課題があります。

■ 施 策

① 歴史文化遺産の保存・活用

保存管理については、各種有形文化財を保存処理、修理、修景、治療し、併せて防災・防犯設備も整備します。

特色ある町営施設の若狭三方縄文博物館・若狭町歴史文化館・若狭鯖街道熊川宿資料館・佐久間記念交流会館等で、保存・管理・展示等の活用を行っていきます。

文化財をテーマとした行事や教育普及活動を実施し、住民や地域団体、民間団体と協働で取り組みます。

具体的取組

- ・ 鳥浜貝塚等縄文遺跡出土品調査、整理
- ・ 中小規模古墳発掘調査
- ・ 伝統文化調査
- ・ 若狭能倉座の神事能記録保存調査
- ・ 国史跡西塚古墳復元整備
- ・ 熊川宿伝統的建造物群保存修理
- ・ 重要文化財等保存修理
- ・ 熊川宿宿泊施設等整備
- ・ 縄文博物館設備更新
- ・ 常神半島の歴史・文化や丹後街道等の情報発信

② 縄文ロマンパークの利活用

縄文ロマンパークは 4.5ha の広さをもつ鯖川河口から三方湖に面した親水公園で、若狭三方縄文博物館、福井県立三方青年の家、道の駅三方五湖（若狭三方五湖観光協会）、福井県年縞博物館・福井県里山里海湖研究所および野鳥観察棟といった各種施設が立ち並び、川沿いのステージ、モニュメント、復元竪穴住居、体験館（水場を備えたあずまや）を利用できることから、住民を中心としたイベント開催や、県・民間団体によるイベントの利用促進に取り組みます。

また、遠足・校外学習・昼食場所等の教育目的や散策、ピクニック、自然観察といった観光目的での利用についても場所を提供します。

具体的取組

- ・ イベントでの利用を促進
- ・ 三方青年の家、年縞博物館、里山里海湖研究所との連携

③ 歴史文化遺産情報の発信

若狭町ホームページと地域の歴史文化遺産をつなぐQRコードを整備し、指定・未指定を問わず、住民や外部の人々が文化財に触れる機会を増やします。

縄文博物館を中心に、歴史文化遺産（文化財）関連情報を随時Instagram等のSNSで発信します。

若狭町ホームページ上に文化財デジタルアーカイブ（文化財と研究成果に関するデータベース）を整備し、ウェブ上で若狭町の歴史文化遺産を紹介できる仕組みを作ります。

具体的取組

- ・町ホームページと地域の歴史文化遺産情報とをつなぐQRコードの整備
- ・縄文博物館や歴史文化遺産（文化財）情報のSNS発信
- ・町ホームページ上に文化財デジタルアーカイブの整備
- ・調査研究・教育普及の進展

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
指定等文化財（国指定・国選択・国登録・県指定・町指定）の件数	196 件	205 件
縄文ロマンパークの年間利用申請数	48 件	60 件
歴史文化遺産情報のSNSによる年間発信件数	約 80 件	120 件
熊川宿空き家活用実績数	21 件	24 件

(1) 利便性の高い行政サービスの構築



■ 現状と課題

現在、若狭町における多くの行政手続きは、実際に役場に行き、原則手書きが必要となっています。また、地域経済支援や住民生活支援として、各種支援金・補助金を交付する際も、お知らせの通知、意思の確認、振込先の確認など複数回にわたりやり取りが発生し、役場職員、住民双方にとって相当の手間が発生しています。

行政内部においては、年々業務量が増加する一方、職員が減少しており、質の高い行政サービスを提供するには、一層の事務の効率化が必要となっています。

こういった状況の中で、昨今のデジタル技術の進化、発展は目覚ましく、様々な行政サービス、行政課題がデジタル技術を活用し、提供、解決できるような時代となっています。

今後は、住民のニーズを的確に把握した上で、最適なデジタル技術を用いて、住民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ることが重要です。

また、住民の情報を取り扱う基幹業務システムについては、自治体ごとに異なるシステムを利用しており、共通化されたシステムではないために、制度改正やシステムの更改時に多くの費用が発生しています。このため、全国レベルでのシステム標準化・共通化に対応するための検討、取り組みが必要となっています。

■ 施 策

① DXによる住民の利便性および行政サービスの向上（再掲）

各種申請・申込が、スマートフォンなどとマイナンバーカードを活用してインターネットから行えるように、オンライン申請システムにより受付可能な手続きを増やします。

また、体育館や公民館などの公共施設の使用予約についても、インターネットから予約状況の確認や、使用申請をオンライン施設予約システムで行えるように準備を行います。

窓口での手数料や、博物館などの入館料について、クレジットカードや電子マネーなどでの支払いができるキャッシュレス決済システムの導入を推進します。

具体的取組

- ・ オンライン申請システムの活用
- ・ オンライン施設予約システムの活用
- ・ 窓口などにおけるキャッシュレス決済の実施

② DXによる行政事務の効率化

基幹業務システムについて、標準化・共通化に対応したシステムへの移行を進め、国が整備する共通的な基盤・機能を提供するガバメントクラウド上で運用します。

タブレット導入によるペーパーレス化や、WEB会議機器の活用によりリモート会議を活用し、事務の効率化を推進します。

具体的取組

- ・ 基幹業務システムの標準化・共通化に対応したシステムの導入
- ・ ガバメントクラウドへの移行
- ・ ペーパーレス化・リモート会議の活用

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
行政手続きのオンライン申請数（再掲）	15 手続き	200 手続き
体育館や公民館などの施設予約がオンラインで可能な施設割合（再掲）	0%	100%
基幹業務システムの標準化・共通化およびガバメントクラウドの利用	0%	100%

(2) 行財政改革の推進



■ 現状と課題

若狭町の財政状況については、歳入面で町財政を支えている普通交付税が人口減少に伴う減額が見込まれ、歳出面でも施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増加、また社会保障費等が年々増加傾向にあることから、非常に厳しい局面が続いております。

健全な財政運営を継続させるために、事務事業やイベントの見直し、各種料金等の見直し、ふるさと納税の推進など短期的な目標のほか、小中学校、保育所（園）の適正な配置と運営方法、自治体病院体制のあり方など中長期的な課題を掲げ、行財政改革を継続して推し進める必要があります。

短期的な課題については、概ね計画以上の効果・成果を上げることができましたが、中長期的な課題については、今後も関係機関や地域住民等と一体となって、検討を進め、町の将来の方向性について、議論を深める必要があります。

■ 施 策

① 持続可能な財政運営

健全な財政運営を行っていくための歳入財源の確保として、町税や料金等の収納率のアップによる財源の確保や、ふるさと納税の推進による収入の増と返礼品の地元産品活用で地元の産業の振興・活性化を図り、企業収益の増加による税収増につなげます。

また、若狭町の歴史的、文化的、そして観光面における貴重な資源を活用することによる地域産業の活性化を図っていきます。

さらに、企業誘致や遊休資産の処分と有効活用に取り組み、積極的に歳入財源の確保に努めます。

具体的取組

- ・ふるさと納税の推進
 - ・企業誘致の促進
 - ・遊休資産の処分と有効活用
-

② 町有財産の有効活用

遊休資産については、有効活用の可能性を検討し、企業誘致や民間・個人への払い下げ、処分を実施することにより、歳入財源の確保と財産管理のスリム化を推進していきます。

具体的取組

- ・企業誘致の促進
 - ・遊休資産の有効活用と処分
-

③ 効率的・効果的な行政運営

自主財源が乏しく厳しい財政状況の若狭町では、歳入の確保は当然のことながら、限られた財源の下で町の行政機能を維持していくために、現在行っている事業についても効果や必要性の検証を行う必要があり、人口減少、少子高齢化が進む中、『歳入に見合った歳出』を念頭に、総合計画等に沿って、メリハリのある効果的な事業の遂行に心掛けながら、健全な行政運営を実施していきます。

また、業務内容、庁舎や組織の見直しにより、適正な職員の定員管理、配置に加え、場合によっては、各課横断的な取り組みを行うことで、より効果的な行政運営に努めます。

具体的取組

- ・事業実施における有効な財源の確保
- ・事務事業の効果と必要性の検証・確認
- ・効率的で柔軟な組織体制の実施

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和 3 年度末）	目標値（令和 9 年度末）
実質公債費比率	14.8%	12.0%
町税収納率	99.0%	99.5%
財政調整基金残高／標準財政規模	20.5%	21.0%
ふるさと納税額	222,573 千円	500,000 千円
遊休資産（土地）	120,937 m ²	108,000 m ²

(3) 公共施設の最適化



■ 現状と課題

若狭町の公共施設等の多くは老朽化が進行しており、今後の維持管理・更新費用は厳しい財政状況に大きな影響を与えることが想定されます。

また、人口減少に伴う利用者の減少や少子高齢化に伴う人口構成の変化、住民の生活スタイルや価値観の多様化により、公共施設等へのニーズの変化に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によるウィズコロナ・アフターコロナの社会情勢を見極め、今まで以上に長期的な視点でかつ総合的な判断のもと、公共施設の最適化を実施していく必要があります。

少子高齢化と人口減少が進展していく中で、町として、活力を育む交流を拡大する、次世代の活動環境を創造する、地域の力を高めるといった基本戦略を踏まえ、今後の利用需用に対応したまちづくりを目指すとともに、持続可能な行政サービスを展開策定した「公共施設等総合管理計画」を着実に進めながら、今後は、議会や地域住民の声も取り入れながら、機動的な公共施設のマネジメントを推進する必要があります。

■ 施 策

① 公共施設の延べ床面積の縮小

若狭町の住民一人当たりの公共施設延床面積は県内7番目に多く、県内平均より若干高い水準となっています。

今後の人口減少および少子高齢化を見据え、施設の老朽化の状況や利用頻度、地域バランスなどを考慮しながら、施設の複合化や統廃合、除却などにより、管理する公共施設の延床面積の縮小を推進していきます。

特に、分類別では、本庁舎、消防施設、小学校について、住民一人当たり延床面積が、平均より高くなっており、複合化・集約化等を検討し実施していきます。

具体的取組

- ・ 保有する公共施設のスリム化（統廃合、除却、払い下げの推進）
- ・ 本庁舎、消防施設、小学校の複合化・集約化等の検討

② 公共施設の統廃合と有効活用

町が保有する公共施設については、人口減少や少子高齢化が進む中、引き続き同じ形態で行政サービスを提供する施設として運営する必要があるかどうか検証し、複合化した方が効果的である施設、設置目的や意義が薄れた施設、老朽化が著しい施設、近隣に類似機能を持つ施設については、廃止（除却）、統合、民営化等の検討と実施を進めていきます。

特に小中学校、保育所（園）については、少子化による児童・生徒数の減少を見据え、地域住民のコンセンサスを得ながら、統廃合や民間活用の導入などを進めていきます。

また、施設運営についても、民間活用や指定管理制度を活用し、最適な運営手法を導入しながら取り組んでいきます。

具体的取組

- ・ 公共施設等総合管理計画の着実な実行
- ・ 小中学校、保育所（園）の適切配置の検討

③ 各施設の修繕・改修

公共施設については、不具合等の情報を常に把握するため、施設管理者による定期的な点検・診断等の管理を行い、劣化・損傷等が認められた場合は、緊急度・優先度の高いものから、順次、修繕・改修を実施し長寿命化を図ります。

また、公共施設の建替えや大規模改修等は、既存施設の活用等を優先し、困難な場合には、利用状況や今後の人口構成の変化に伴う施設ニーズの変化を踏まえ、施設の類型ごとの点検・診断結果に基づく修繕および更新等の優先度を検討し、適正な規模による更新を実施します。

具体的取組

- ・ 公共施設の定期的な点検や診断の実施
- ・ 将来を見据えた施設修繕と更新

■ 評価指標（KPI）

指 標	現状値（令和3年度末）	目標値（令和9年度末）
公共施設の住民1人当たりの延床面積	9.74 m ²	5.0 m ²
庁舎の耐震化	0%	100%

資料編

- ・ 第2次若狭町総合計画（中期基本計画）諮問文
- ・ 第2次若狭町総合計画（中期基本計画）答申文
- ・ 第2次若狭町総合計画（中期基本計画）策定体制
- ・ 第2次若狭町総合計画（中期基本計画）審議会名簿
- ・ 第2次若狭町総合計画（中期基本計画）策定委員会名簿
- ・ 第2次若狭町総合計画（中期基本計画）策定経過
- ・ 住民意識調査結果概要

第2次若狭町総合計画(中期基本計画) 諮問文

若政推第 116 号
令和3年10月22日

若狭町総合計画審議会会長 殿

若狭町長 渡辺 英朗

第2次若狭町総合計画(中期基本計画)の策定について(諮問)

若狭町総合計画審議会設置条例の規定に基づき、第2次若狭町総合計画(中期基本計画)の策定について、審議会に諮問します。

記

若狭町は、平成28年に「第2次若狭町総合計画(前期基本計画)」を策定し、この計画に基づき、今日の若狭町を築いてまいりました。

今回、この前期基本計画が令和5年3月に終了することから、この成果を引き継ぐとともに、新たな課題に対応した「第2次若狭町総合計画(中期基本計画)」をSDGsの理念のもと策定する必要があります。

若狭町においては、少子高齢化や人口減少が急速に進む中、財政状況も厳しく、効率的な行政運営が一層求められています。

こうした状況を踏まえ、若狭町の次なる5ヵ年に向け、全ての施策において「移住・定住促進」を大きな目標に掲げた「第2次若狭町総合計画(中期基本計画)」を策定するため、若狭町総合計画審議会に意見を求めるものです。

第2次若狭町総合計画(中期基本計画) 答申文

令和5年2月8日

若狭町長 渡辺 英朗 殿

若狭町総合計画審議会
会長 中村 正人

第2次若狭町総合計画(中期基本計画)の策定について(答申)

令和3年10月22日付け若政推第116号において諮問があった標記のことについて、若狭町の現状や課題、社会経済情勢の変化をふまえ、審議を重ねた結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

なお、下記の事項に留意して、本計画を着実に進めていただくよう要望します。

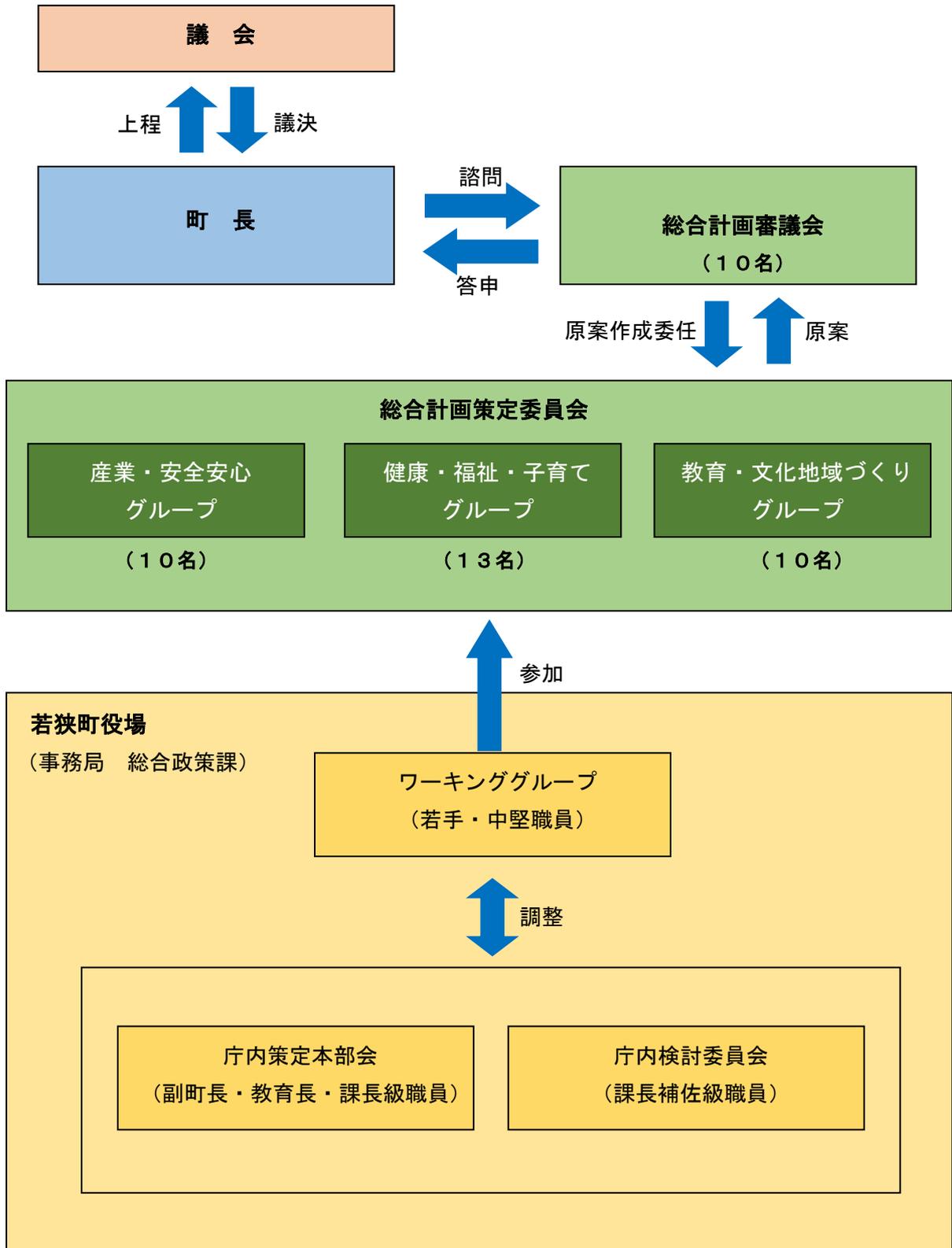
記

本計画が町の最上位計画であることから、本計画に則り、各分野の個別計画、事業を進めてください。そして、本計画を進めていくにあたっては、住民の意向を尊重するとともに、組織間、職員間のコミュニケーションを徹底し、風通しの良い職場環境のもと、計画性を持った効率的、効果的な取り組みを行ってください。

職員の政策・施策の立案意欲を引き出す研修等を充実させ、仕事へのやりがいを感じ、個々の能力が十分に発揮されるよう努めてください。

本計画を重視していただく一方、新型コロナウイルス感染の拡大やデジタル化などによる急激な国民生活の変容を促す社会の到来、異常気象による災害、国家間による有事の発生など予見が困難な事象に対しては、情報収集を徹底して柔軟かつ適切に対応してください。

第2次若狭町総合計画(中期基本計画)策定体制



第2次若狭町総合計画(中期基本計画)審議会名簿

NO	役職	氏名	所属団体
1	会長	中村 正人	若狭町教育委員会委員
2	副会長	福井 眞寿美	わかさ元気町づくりネットワーク会長
3	委員	竹越 聡	若狭三方五湖観光協会 会長
4	委員	田多 悟	若狭町区長 会長
5	委員	鳥居 とし江	若狭町女性の会 会長
6	委員	長田 浩二	わかさ東商工会 会長
7	委員	中塚 文和	若狭町農業委員会 委員長
8	委員	野嶋 慎二	福井大学 教授
9	委員	山崎 和男	若狭町社会福祉協議会 会長
10	委員	吉村 義彦	若狭町伝統文化保存協会 会長

第2次若狭町総合計画(中期基本計画)策定委員会名簿

NO	担当部会	氏名	所属団体・活動分野等
1	産業・安全安心	鳥居 幹晴	わかさ東商工会理事
2	産業・安全安心	小堀 和広	わかさ東商工会青年部部长
3	産業・安全安心	渡辺 伸章	造園・土木業
4	産業・安全安心	岡村 知世	かみなか農楽舎
5	産業・安全安心	瀬尾 ひなの	新規就農者(梨)
6	産業・安全安心	藤原 雅司	青年漁業士、観光業
7	産業・安全安心	岡本 宏一	上中消防団長、若狭三方五湖観光協会副会長
8	産業・安全安心	堀 裕貴	地域おこし協力隊
9	産業・安全安心	杉本 明子	防災士の会
10	産業・安全安心	野嶋 慎二	福井大学工学部教授
11	健康・福祉・子育て	西村 洋平	居宅介護支援事業所経営
12	健康・福祉・子育て	井関 明子	若狭町社会福祉協議会 居宅介護支援事業
13	健康・福祉・子育て	山本 喜廣	若狭町社会福祉協議会 地域福祉担当
14	健康・福祉・子育て	吉田 幸夫	障害者グループホーム経営
15	健康・福祉・子育て	深水 美智留	相談支援センター若狭ねっと、社会福祉士
16	健康・福祉・子育て	山中 雄大	介護事業所経営、理学療法士
17	健康・福祉・子育て	水江 君江	食生活改善推進員
18	健康・福祉・子育て	青木 貞子	健康づくり実践者
19	健康・福祉・子育て	吉川 知子	子育て移住者
20	健康・福祉・子育て	山田 郁恵	若狭町子育て支援センター保育士
21	健康・福祉・子育て	清水 琴江	元保育士
22	健康・福祉・子育て	須磨 航	若者支援事業所
23	健康・福祉・子育て	山村 修	福井大学医学部教授
24	教育・文化・地域づくり	村中 早苗	歴史文化館運営協議会代表
25	教育・文化・地域づくり	松村 三紀子	縄文博物館展示説明員・体験指導員
26	教育・文化・地域づくり	竹村 理衣	パレア若狭文化事業企画委員会委員
27	教育・文化・地域づくり	島光 敦子	パレア若狭文化事業企画委員会委員
28	教育・文化・地域づくり	蓮本 京子	人権擁護委員
29	教育・文化・地域づくり	齋藤 慎太郎	スポーツ協会理事、教育関係者
30	教育・文化・地域づくり	坂口 由香里	教育関係者
31	教育・文化・地域づくり	下島 芳和	町PTA 連合会会長、国際交流協会事務局
32	教育・文化・地域づくり	田辺 寛之	地域づくり実践者
33	教育・文化・地域づくり	松木 健一	福井大学理事

第2次若狭町総合計画(中期基本計画)策定経過

年月日	会議名	内容
令和3年10月1日	第1回本部会(町課長会)	策定体制、スケジュールについて
令和3年10月4日	第1回ワキンググループ (町若手職員会)	策定体制、スケジュールについて
令和3年10月21日	第2回ワキンググループ (町若手職員会)	住民意識調査の内容検討
令和3年10月22日	第1回審議会	諮問、若狭町の現状及び策定体制について
令和3年10月22日	第1回策定委員会	策定体制、住民意識調査について
令和3年10月25日	第1回検討委員会 (町課長補佐会)	総合計画の策定・体制について
令和3年11月24日	第3回ワキンググループ (町若手職員会)	5年後の理想の若狭町について
令和3年11月29日	第2回策定委員会	5年後の理想の若狭町について意見交換
令和3年12月3日～ 12月19日	住民意識調査	16歳以上の町民から無作為抽出した700人を対象に実施
令和4年2月7日	第2回検討委員会 (町課長補佐会)	前期基本計画の検証、住民意識調査結果、各施策の検討
令和4年2月10日	第4回ワキンググループ (町若手職員会)	前期基本計画の検証、住民意識調査結果、施策提案について
令和4年2月16日	第2回本部会(町課長会)	住民意識調査結果、各施策の検討
令和4年2月	第3回策定委員会(書面)	前期計画検証結果等について
令和4年3月17日	第5回ワキンググループ (町若手職員会)	若狭町の将来像について
令和4年3月24日 令和4年3月25日	第4回策定委員会	住民意識調査結果を受けて若狭町の将来像について意見交換
令和4年3月29日	第2回審議会	住民意識調査結果について
令和4年4月20日	第6回ワキンググループ (町若手職員会)	理想の若狭町に近づくための施策について
令和4年4月21日 令和4年4月22日	第5回策定委員会	理想の若狭町に近づけるために何をすべきか意見交換

年月日	会議名	内容
令和4年4月22日	第3回検討委員会 (町課長補佐会)	各課からの施策提案について
令和4年5月12日 令和4年5月13日	第6回策定委員会	理想の若狭町に近づけるために何をすべきか意見交換
令和4年5月31日	第3回審議会	総合計画(中期基本計画)骨子案について
令和4年6月2日	第3回本部長会(町課長会)	総合計画(中期基本計画)骨子案について
令和4年7月22日	第7回ワーキンググループ (町若手職員会)	総合計画施策(案)のチェック
令和4年7月28日 令和4年7月29日	第7回策定委員会	総合計画施策(案)のチェック
令和4年8月4日	第4回審議会	総合計画(中期基本計画)施策案について
令和4年9月9日	第4回検討委員会 (町課長補佐会)	総合計画 施策文章等の作成について
令和4年9月15日	第4回本部長会(町課長会)	総合計画施策(案)について
令和4年10月26日 令和4年10月27日 令和4年10月28日	第8回策定委員会	総合計画施策文章の確認
令和4年11月15日	第5回審議会	総合計画(中期基本計画)施策について
令和4年12月5日	第5回本部長会(町課長会)	総合計画(中期基本計画)の確認について
令和4年12月23日	第6回審議会	総合計画(中期基本計画)について ※パブリックコメント前の確認
令和5年1月4日～ 1月25日	パブリックコメント	町HP等にてパブリックコメントを実施
令和5年1月30日	第7回審議会	パブリックコメント 実施結果 答申文書の確認
令和5年2月8日	答申	答申

住民意識調査結果概要

1. 調査対象と調査方法

調査対象 : 若狭町在住の16歳以上の者
標本数 : 700人
抽出方法 : 無作為抽出
調査方法 : 調査票を直接配布し、後日回収
回収数 : 621 (うち1票無回答のため省く)
有効回答者数 : 620

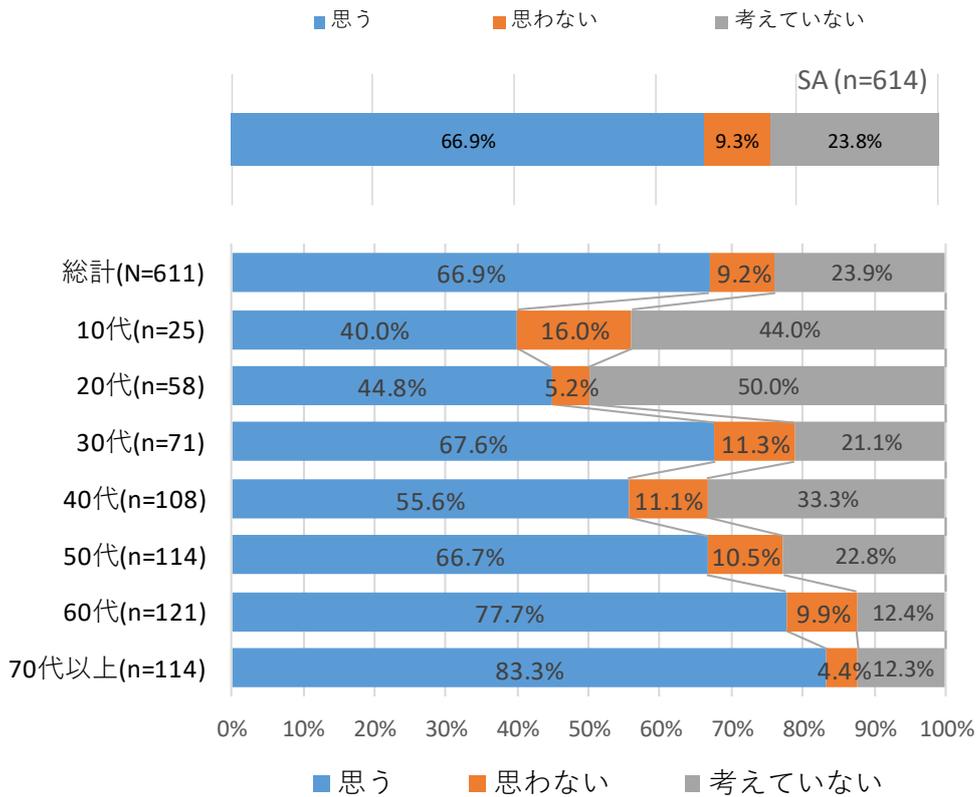
2. 調査期間

令和3年12月3日(金)～12月19日(日)

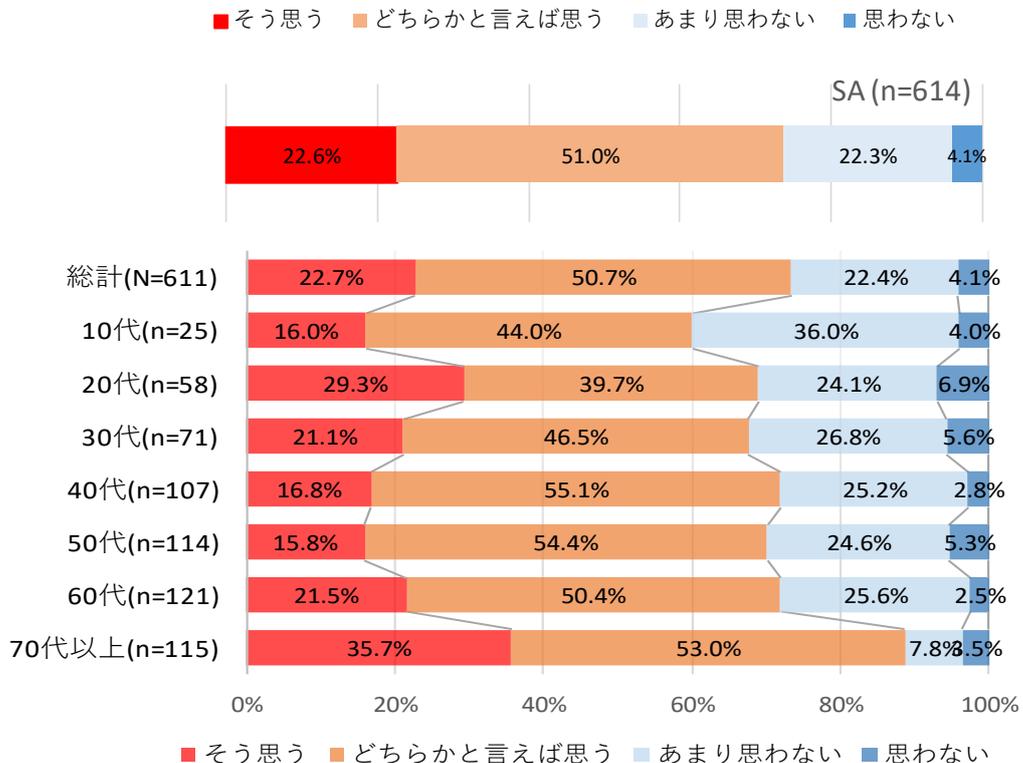
3. 回収結果

回収率 : 88.7% (配布数700、回収数621)

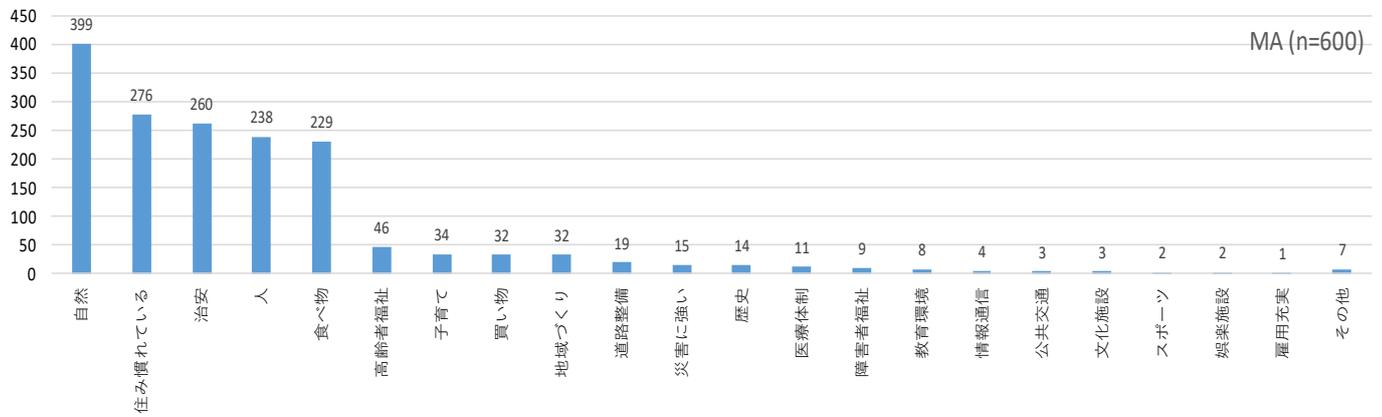
今後、若狭町に住み続けたい、帰ってきたいと思いますか



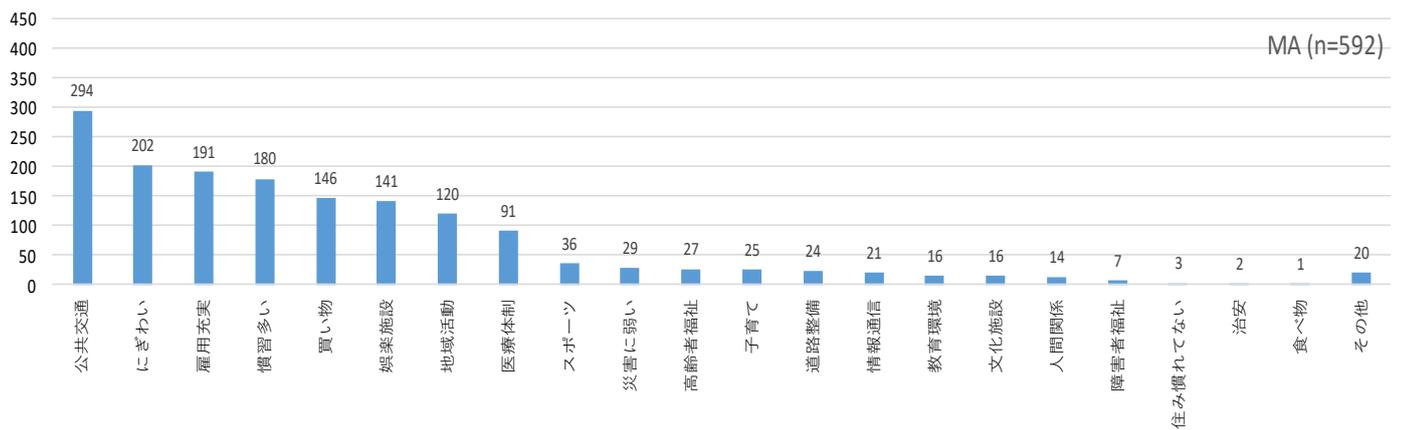
あなたにとって若狭町は住みやすい町だと思いますか



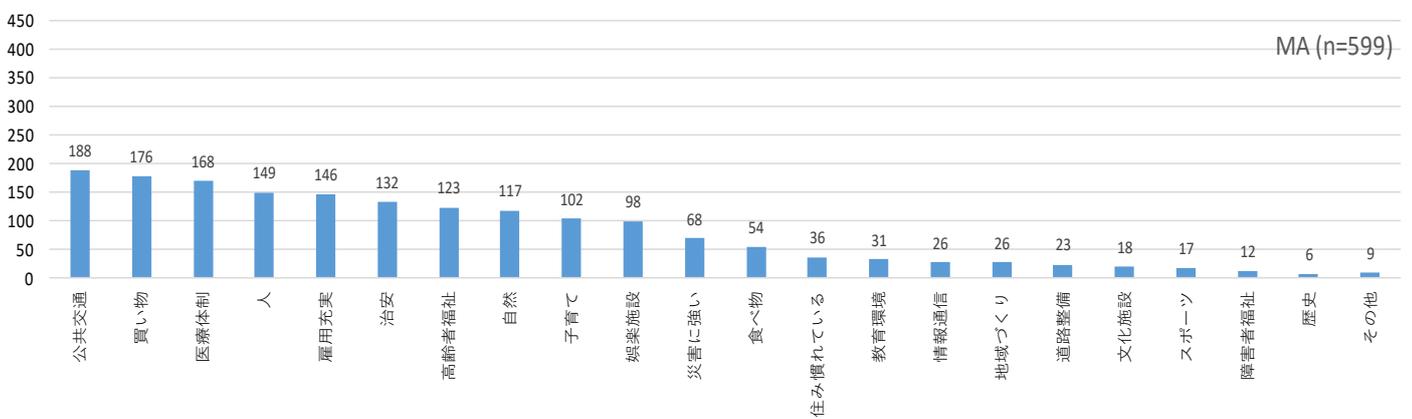
若狭町に住みやすいと思う理由



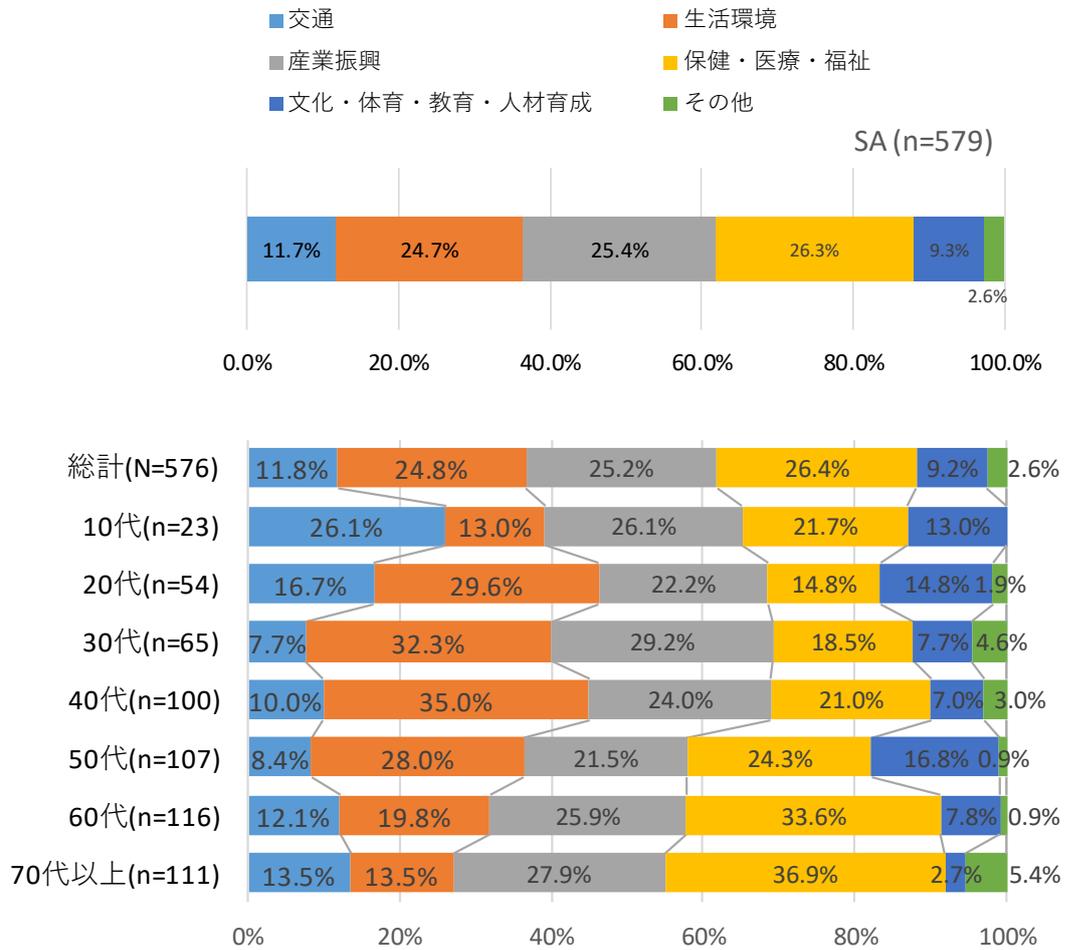
若狭町に住みにくいと思う理由



住みたいと思う理由



最も重視して取り組むべき分野はどれですか



どのようなことに重点的に取り組むべきだとお考えですか





発行／若狭町 令和5年3月

〒919-1393 福井県三方上中郡若狭町中央1-1

TEL／0770-45-1111 FAX／0770-45-1115

若狭町 

こちらからHPへ

